

令和3年度

名古屋市福祉人材育成支援助成事業

従業者のキャリアアップに資するもの（事業所の指定を受けているサービスに関するものに限る。）で、事業所が負担した試験受験料や研修受講料の4分の3を、事業所のサービス種別に応じて最大20万円まで助成します。

1 対象となる試験及び研修(対象経費)

以下の試験受験料や研修受講料が対象です。対象となる従業者は、入所者（利用者）に対して、直接的な介護に従事している方です。

社会福祉士国家試験、介護福祉士国家試験、精神保健福祉士国家試験、介護支援専門員実務研修受講試験、介護支援専門員実務研修、介護支援専門員更新研修、介護支援専門員専門研修、介護支援専門員再研修、主任介護支援専門員研修、主任介護支援専門員更新研修、介護職員初任者研修、実務者研修、ユニットリーダー研修、認知症介護実践者研修、認知症介護実践リーダー研修、精神科訪問看護基本療養費算定要件研修、生活援助従事者研修、居宅介護職員初任者研修、障害者居宅介護従業者基礎研修、同行援護従業者養成研修、全身性障害者移動介護従業者養成研修、重度訪問介護従業者養成研修、行動援護従業者養成研修、強度行動障害支援者養成研修、名古屋市移動支援事業従業者養成研修、喀痰吸引等研修 ※（第1号・第2号・第3号）、相談支援従事者初任者研修。

○受講時に必須となるテキスト代は対象となりますが、受験対策講座費や参考図書費、交通費、宿泊費、飲食費については対象外です。

※ **障害福祉サービス事業所については本市の対象となります。**なお、介護サービス事業所については、愛知県の研修受講支援事業費補助金（愛知県高齢福祉課 問い合わせ先裏面）の対象となります。

2 助成金額（助成限度額）

事業所が負担した対象経費に4分の3を掛けた金額（事業所のサービス種別に応じて最大20万円まで）を助成します。



サービス種別	助成限度額
訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、居宅介護支援、介護予防支援 障害福祉サービスの居宅介護（重度訪問介護、同行援護、行動援護を含む。）、計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援。	100,000 円
地域密着型サービス（各種）、特定施設入居者生活介護	150,000 円
介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院	200,000 円

※それぞれのサービス種別において、介護予防サービス及び地域密着型介護予防サービスを含みます。

3 注意事項

- 事業を実施する前（10日程度前をめぐり）に申請書類一式を提出してください。（申請を受理し交付を決定するまで、事務手続きに10日程度必要であり、交付決定後に行った事業が助成の対象です。）
- 令和4年3月31日までに事業が完了し、経費の支払いが完了するものについて申請いただけます。
- 申請書は、事業所ごとに作成してください。
- 助成限度額に達するまでは、何度でも申請できます。
- 対象経費は、受験料及び受講料(税込)、受講時に必須となるテキスト代(税込)です。
 - ・受験対策講座費、参考図書費、交通費、宿泊費、飲食費などについては、助成対象外です。
 - ・割引やキャッシュバックがある場合は、それらを差し引いた金額が対象経費となります。
- ★申請書類のダウンロード、記入例については、
NAGOYAかいごネット
(<http://www.kaigo-wel.city.nagoya.jp/view/kaigo/top/>) を
ご覧ください。



4 申請書提出先・問い合わせ先

サービス種別	申請書提出先 問い合わせ先
訪問介護・訪問入浴介護・訪問看護・訪問リハビリテーション・通所介護・通所リハビリテーション・短期入所生活介護・短期入所療養介護・居宅介護支援・介護予防支援・地域密着型サービス（各種）・特定施設入居者生活介護・介護老人福祉施設・介護老人保健施設・介護療養型医療施設・介護医療院 ※介護予防サービス及び地域密着型介護予防サービスを含む。	健康福祉局介護保険課 電話：972-2537
居宅介護（重度訪問介護・同行援護・行動援護を含む。）計画相談支援・地域移行支援・地域定着支援 ※障害福祉サービス単独で指定を受けている事業所のみ	健康福祉局障害者支援課 電話：972-2558

※愛知県高齢福祉課 電話：052-954-6814

令和3年度

名古屋市外国人介護人材育成支援事業

身分又は地位に基づく在留資格（※1）および技能実習生（※2）の外国人介護職員が対象で、事業所が負担した日本語学校の入学金や受講料の4分の3を、1人10万円まで助成します。

（※1）永住者（特別永住者含む）、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者

（※2）介護職種の技能実習生

<令和3年度 変更点>

- ※ 令和3年度から以下3点が変更になりました。
- ① 対象者に「介護職種の技能実習生」が追加。
 - ② 対象事業に「日本語教育の外部委託費」が追加。
 - ③ 助成金額（助成限度額）が「5→10万円」に拡大。

1 対象となる日本語学校および日本語講習

日本語学校（通学又は通信）および日本語講習の講師が、次のいずれかの有資格者であることが条件です。

- ① 大学（短期大学を除く。）又は大学院において日本語教育に関する教育課程を履修して所定の単位を修得し、かつ、当該大学を卒業し又は当該大学院の過程を修了した者
- ② 大学又は大学院において日本語教育に関する科目の単位を26単位以上修得し、かつ、当該大学を卒業し又は当該大学院の課程を修了した者
- ③ 公益財団法人日本国際教育支援協会が実施する日本語教育能力検定試験に合格した者
- ④ 学士の学位を有し、かつ、日本語教育に関する研修であって適当と認められるものを420単位時間以上受講し、これを修了した者

2 助成金額（助成限度額）

事業所が負担した対象経費に4分の3を掛けた金額（**対象介護職員1人につき、100,000円まで**）を助成します。

対象経費：日本語学校への入学金・受講料、日本語教育の外部委託費が対象となります。

※日本語検定試験料や受験対策講座、参考図書、交通費、宿泊費、飲食費については対象外です。

※対象介護職員が既にこの助成金の交付を受けている場合、既に助成された講座より日本語能力レベルの高い講座が助成の対象です。

3 対象事業所

名古屋市内の、訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、居宅介護支援、介護予防支援、地域密着型サービス（各種）、特定施設入居者生活介護、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院、住宅型有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅。

※それぞれのサービス種別において、介護予防サービス及び地域密着型介護予防サービスを含みます。

○事業を実施する前（10日程度前をめぐり）に申請書類一式を提出してください。（申請を受理し交付を決定するまで、事務手続きに10日程度必要であり、交付決定後に行った事業が助成の対象です。）

○令和4年3月31日までに事業が完了し、経費の支払いが完了するものについて申請いただけます。

○申請書は、事業所ごとに作成してください。

○対象経費は、日本語学校への入学金・受講料・日本語教育の外部委託費です。

★申請書類のダウンロード、記入例については、NAGOYAかいごネット（<http://www.kaigo-wel.city.nagoya.jp/view/kaigo/company/ikusei/>）をご覧ください。

4 申請書提出先・問い合わせ先

〒460-8508

名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

名古屋市役所健康福祉局高齢福祉部介護保険課推進係

TEL 052-972-2537

FAX 052-972-4147

令和3年度 名古屋市外国人技能実習生(介護職種) 受入支援事業

外国人技能実習生(介護職種)を雇用する際には、日本語や介護実務などを学ぶ「入国後講習」の受講が必須となっていることから「入国後講習」に係る費用を対象に対象経費の4分の3を最大12万円/人まで助成します。

1 補助概要

補助概要は以下のとおりです。

<補助対象事業所>

外国人技能実習生を受け入れる市内介護事業所

<対象経費>

入国後講習に係る費用(講習費、宿泊費、光熱水費・健康診断費)

<助成額>

対象経費の4分の3(上限額12万円/人まで)

2 手続き方法

- 事業を実施する前(10日程度前をめぐ)に申請書類一式を提出してください。
- 申請書は事業所ごとに作成してください。
- 令和4年3月31日までに事業が完了し、経費の支払いが完了するものについて申請が可能です。
- 対象経費は入国後講習費用の講習費・宿泊費・光熱費・健康診断費です。
- 希望の事業所につきましては担当課宛てに必要書類等の提出が必要となります。
- 手続方法および申請書類のダウンロードはNAGOYA かいごネットを
<https://www.kaigo-wel.city.nagoya.jp/view/kaigo/company/ikusei/>ご覧ください。

3 申請書提出先・問い合わせ

〒460-8508

名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

名古屋市健康福祉局高齢福祉部介護保険課推進係

TEL (052) 972-2537

FAX (052) 972-4147

～NAGOYA かいごネット掲載ページのご案内～

(<https://www.kaigo-wel.city.nagoya.jp/view/kaigo/top/>)

こちらをクリックしてください。



<p>介護保険制度改正に関するお知らせ</p> <p>有料老人ホームの届出</p> <p>福祉人材育成・外国人人材育成</p> <p>事業所のページへ</p>	<p> 新着情報 各種研修 事業者等募集 事業者指導 通知文書 </p> <ul style="list-style-type: none"> 令和2年度介護施設等における看護指導者養成研修事業の実施について (2020年7月28日) 認知症普及啓発推進事業の協賛団体募集について (2020年7月21日) 金型製空器の使用手法による食中毒の発生防止のための注意喚起について (2020年7月20日) 令和2年度第1回高齢者いきいき相談室研修の開催について (2020年7月16日) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止について (依頼) (2020年7月16日) 名古屋市高齢者日常生活支援研修の申し込み受付中です (2020年7月16日) 名古屋市高齢者日常生活支援研修事業者向け説明会の開催について (2020年7月16日) 在宅使用が想定される人工呼吸器等の周辺における携帯電話端末利用時の留意点について (2020年7月15日) 社会福祉施設等における事業継続計画 (BCP) の策定について (2020年7月15日) 「要介護・要支援認定申請書」の様式を一部変更しました (2020年7月14日) <p> (新着情報)RSS (新着情報)ATOM >>(新着情報)新着記事一覧 </p>
--	--

こちらをクリックしてください。

情報公表

ウェルネット

感染症に関する通知等を掲載しています。

本市を始めとする官公署に提出する法的な書類について、依頼者から報酬を得て作成することを業として行う場合は、行政書士法、社会保険労務士法などの規定により、作成権限を有する者のみが行うことができるとされています。法律上、これらの作成権限を有しない者が業として法的書類を作成することは、法律違反となりますので、ご注意ください。





福祉人材育成支援助成事業・外国人介護人材育成支援事業について	福祉人材育成支援助成事業・外国人介護人材育成支援事業について
名古屋市介護職員等キャリアアップ研修の実施について	名古屋市福祉人材育成支援助成事業について 名古屋市では、市内に所在する介護サービス事業所が従業者のキャリアアップに取組む際に、その経費の一部を助成しています。 令和2年度福祉人材育成支援助成事業について 令和3年度福祉人材育成支援助成事業について
名古屋市認知症介護実践者等養成研修について	名古屋市外国人介護人材育成支援事業について 身分又は地位に基づく在留資格の外国人介護職員を対象に、市内に所在する事業所が負担した日本語学校の入学金や番講料の一部を助成しています。 令和2年度外国人介護人材育成支援事業について 令和3年度外国人介護人材育成支援事業について
小規模事業所・復職者支援研修の実施について	名古屋市外国人技能実習生（介護職種）受入支援事業について 名古屋市では、介護事業所等の負担軽減を図ることを目的に外国人技能実習生の受入を行った事業所の負担する「入国後講習」に係る費用を助成しています。 令和2年度外国人技能実習生（介護職種）受入支援事業について 令和3年度外国人技能実習生（介護職種）受入支援事業について

こちらをクリックしてください。

こちらをクリックしてください。

こちらをクリックしてください。



「**令和3年度福祉人材育成支援助成事業について**」、「**令和3年度外国人介護人材育成支援事業について**」、「**令和3年度外国人技能実習生（介護職種）受入支援事業**」のいずれかをクリックすると、各事業をご案内するページが表示されますので、ご覧ください。

○様式はこのページから、ダウンロードしてください。

必ず新様式を使用してください。

○記入例も掲載しており、記入にあたっての注意事項を記載しております。書類作成の際には**必ずご確認ください。**

中学生向け介護の仕事「出前講座」ご案内

令和3年度より中学生向け「出前講座」を実施します。

各事業所団体（名古屋市老人福祉施設協議会、名古屋市老人保健施設協会、名古屋市介護サービス事業者連絡研究会）を通じて、講師を依頼させていただくことがあります。その際にご協力のほどよろしくお願い致します。

事業概要

1 事業内容

中学校の希望に応じて希望があった中学校へ、市内介護施設で働く現役の介護職員を派遣し介護職としての仕事内容ややりがいなどを講義します。

2 講師

講師については介護保険課から各事業所団体に対して派遣依頼を行います。

3 講義内容・講義時間

講義内容は介護職員としての仕事内容・やりがいについて
講義時間は1コマ50分を想定

※中学校との調整によって、講義内容・講義時間には変更があります。

4 受講対象者

市内の公立中学校（特別支援学校を含む）

5 開催場所

中学校の教室、体育館等

6 派遣の講師料

介護保険課より謝礼を支払います。※中学校への交通費等は含まれません。

7 開催時期

令和3年6月以降、順次

8 注意事項

講義内容について申込を行った中学校と派遣される介護職員において事前調整を行っていただきます。

【問い合わせ先】 名古屋市健康福祉局高齢福祉部介護保険課推進係 足立 小島
電話：052-972-2537 FAX：052-972-4147

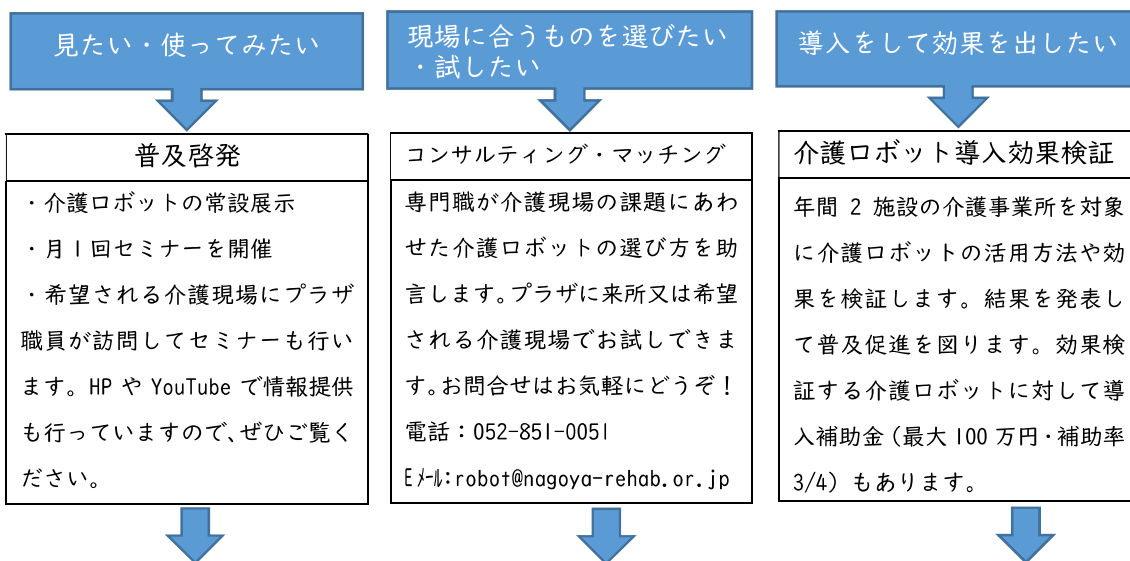
介護ロボットを使って介護負担を減らしませんか？

(介護ロボット等活用推進事業のご案内)

介護ロボットを知っていますか？今、介護現場の労働負担の軽減や利用者の安心・安全なケアを実現するため介護ロボットが活用されています。なごや福祉用具プラザでは介護サービス事業所や障害福祉サービス事業所を対象に、介護負担を減らすため、介護ロボット等の導入・活用を支援しています。(相談・対応無料)

介護ロボットは単に入れるだけでは介護負担は減らせません。

皆さまに合わせた介護ロボットの選び方・使い方をなごや福祉用具プラザがお手伝いします！



プラザの展示コーナー  なごや福祉用具プラザHP QRコード 	介護ロボットフォーラム2020  なごや福祉用具プラザ公式YouTubeチャンネル QRコード 	現場での用具紹介・お試し  問い合わせ用(Eメール) QRコード 	R2年度介護ロボットを導入した介護事業所での効果報告 【移乗介助機器導入施設】 ・職員の移乗時における身体負担軽減 ・利用者のトイレでの排泄機会の増加 【見守り支援機器導入施設】 ・転倒・転落のリスクのある利用者の危険察知・対応までの時間が短縮され、介護時の心身の負担軽減 ・行動パターンの把握から未然の事故防止
---	--	---	---

《問い合わせ・相談先》

社会福祉法人 名古屋市総合リハビリテーション事業団 なごや福祉用具プラザ

名古屋市昭和区御器所通3丁目12-1 御器所ステーションビル3F

電話 052-851-0051 FAX 052-851-0056 Eメール robot@nagoya-rehab.or.jp

開館時間：火～日曜日 AM10:00～PM6:00 (月曜日、祝休日、年末年始を除く)

※月曜日が祝休日にあたる日は、翌火曜日も休み



事業団マスコットキャラクター「りはみん」

名古屋市

要介護度等改善事例公表事業

事例募集

事業所独自の取り組みをお知らせください

随時募集

利用者の心身状況等に改善・向上が見られた取り組み等を本市が収集・公表し、事業所PRや利用者のさらなる意欲向上等につなげます。

- 要介護度の改善事例
- ADL、IADL、QOLの向上事例
- 職場環境改善事例
- コロナ禍での新たな取り組みの紹介 等

ご報告いただいた事例はNAGOYAかいごネットへ掲載します

URL <https://www.kaigo-wel.city.nagoya.jp/view/kaigo/company/docs/2021032400024/>

ご報告はメールで MAIL: a2592@kenkofukushi.city.nagoya.lg.jp

名古屋市介護保険課指導係

令和3年度 名古屋市

高齢者 日常生活 支援研修

定年退職後に
社会貢献したい

福祉の仕事を
始めたい

地域のために
働きたい

働く時間を
自由に選びたい



まずは、3日で介護入門



名古屋市では、「支援を必要とする高齢者の方々」に「掃除」「買い物」等をお手伝いする「生活支援サービス」を提供することで住みなれた地域での自立した生活を応援していきたいと考えています。「高齢者日常生活支援研修」は、その生活支援サービス提供の担い手として、活動していただく方々を養成するための研修です。

生活支援の担い手となり、地域で活躍しませんか？

研修 内容

- ★「生活支援の方法」についての演習
 - ★「医学や認知症に関する知識」についての講義
 - ★介護サービスの現場の見学
- 上記を通じて「生活支援」に必要な知識を学んでいただけます。

感染症対策

[第5回] [第11回]
リモート研修 同時開催

※2日目「施設見学」は実地開催

1日目の研修 (会場での講義)

2日目の研修 (施設見学)

3日目の研修 (会場での講義)

※研修修了時に、企業参加による「就職相談会」がございます。

- 対象：名古屋市在住・在勤者（介護資格のない方）
名古屋市外在住（名古屋市内で働く予定の方）
- 日程：令和3年6月～令和4年2月
※3日間の研修です。修了後、名古屋市より修了証を発行します。
- 定員：30名程度×16コース開催
※定員超えの場合抽選。結果はお知らせします。
- 参加費：無料（テキスト代500円）
- 場所：名古屋市内各所
- 当日持ち物：筆記具/テキスト代(500円)/マスク等の感染予防対策
- 裏面申込書にて、FAXまたは郵送でお申し込みください。※詳細は裏面参照ください。

テキスト代
500円のみで
参加できます！



主催：名古屋市（健康福祉局介護保険課）

受託法人：特定非営利活動法人 なごや福祉ネット（事務局：特定非営利活動法人かくれんぼ内）

お問合せ：TEL / 052-918-7410 FAX / 052-918-7411 ホームページ / www.nagoya-nss.jp/

名古屋市

「高齢者日常生活支援研修」って何？



何のための研修なの？

高齢化が進む中、一人暮らしの高齢者も増え、家事や身の回りのお手伝いなど“ちょっとした支援”を必要とする方が増えています。これから、地域みんなでその方々を支えていくため、地域に住む皆様の力が必要です。名古屋市では、平成28年6月より家事や身の回りのお手伝いをする「生活支援サービス」を開始しました。そして、そのサービスの担い手を養成するのがこの研修です。

研修を修了したら

何が出来るようになるの？

名古屋市の指定を受けた事業所において「生活支援サービス」の担い手としてお仕事ができます。具体的には「掃除」や「洗濯」など、ケアが少しだけ必要な高齢者の方々のお手伝いです。研修修了後、名古屋市より修了証を発行します。



介護のことは何もわからないけど・・・

介護の知識がない方でも大丈夫です。この研修は、介護資格を持っていない方が対象です。カリキュラムも、介護の基礎から現場業務まで、初めての方でもわかりやすく短時間で学べるよう組まれています。各分野の専門講師が丁寧に説明しますので安心して受講してください。

研修って難しい？ 私たちでも出来るかしら？

研修は3日間です。1・3日目で介護についての基礎知識を学び、2日目は施設見学です。これから介護の仕事に携わってみたいけど「介護福祉士」や「初任者研修」は、初めての私にはちょっとハードルが高いな・・・と躊躇されている方は、まずこの研修で介護入門してみませんか？



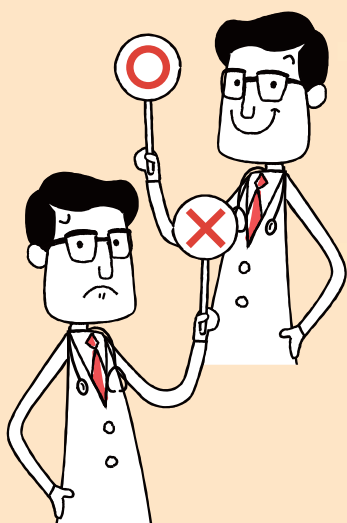
主催：名古屋市（健康福祉局介護保険課）

受託法人：特定非営利活動法人 なごや福祉ネット（事務局：特定非営利活動法人かくれんぼ内）

あなたも、この研修で生活支援の「担い手」となり
地域で活躍しませんか？



新型コロナウイルス 及び 各種感染症 拡大防止のためのお願い



研修に参加される当日は・・・

- 自宅での検温をお願いします。
- マスクの着用をお願いします。
- 会場における感染症拡大防止対策にご協力をお願いします。
- 体調不良がありましたら事務局への連絡・相談をお願いします。
- 研修当日も含め、研修前2週間以内に発熱や咳等の感染が疑われる症状があった場合には、参加をご辞退いただきます。
- 名古屋市の判断により、やむをえず中止となる場合がございます。その際は、ご連絡させていただきます。

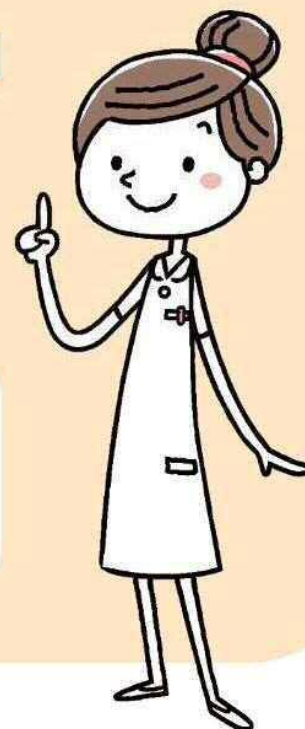
会場における「感染症拡大防止対策」

- 参加前に検温・手指消毒を行います。
- ソーシャルディスタンスの確保を行います。
- 講義ごと、定期的な換気を実施します。
- 講師、事務局のマスク着用、衛生対策を実施します。

◎体調不良ならびに感染症拡大防止策にご協力いただけない場合は
受講をお断りする場合があります。

◎会場のソーシャルディスタンス確保のため、予定の定員を超えた場合は
代替え日程への振替をご案内する場合がございます。

◎感染症拡大防止対策のため、休止する場合がございます。



お問合せ：TEL / 052-918-7410 FAX / 052-918-7411
ホームページ / www.nagoya-nss.jp/

令和3年度 名古屋市高齢者日常生活支援研修 研修日程

※基本的に各回のコースを
またいで受講はできません。

開催 コース	全3日間の研修 ※すべて出席し研修修了					申込 締切	研修会場
	1日目 9時～17時	2日目【施設見学】 希望日を選択して下さい ※見学施設は研修1日目にお知らせします			3日目 9時～17時		
1回	6月19日(土)	6月20日(日)	6月21日(月)	6月22日(火)	6月26日(土)	6月12日(土)	名古屋市企業 福祉会館 (中区大須2丁目19-36) 地下鉄鶴舞線【大須観音】
2回	7月6日(火)	7月7日(水)	7月8日(木)	7月9日(金)	7月13日(火)	6月29日(火)	名古屋市立大学 (名古屋市瑞穂区瑞穂町字川澄1) 地下鉄桜通線【桜山】
3回	7月24日(土)	7月25日(日)	7月26日(月)	7月27日(火)	7月31日(土)	7月17日(土)	名古屋港湾会館 (港区港町1-11) 地下鉄名港線【名古屋港】
4回	8月5日(木)	8月6日(金)	8月7日(土)	8月8日(日)	8月12日(木)	7月29日(木)	緑区 在宅サービスセンター (緑区鳴子町1-7-1) 地下鉄桜通線【鳴子北】
★5回 リモートも同時開催	8月21日(土)	8月22日(日)	8月23日(月)	8月24日(火)	8月28日(土)	8月14日(土)	愛知県 産業労働センター ウィンクあいち (中村区名駅4丁目4-38) 【名古屋駅】
6回	9月7日(火)	9月8日(水)	9月9日(木)	9月10日(金)	9月14日(火)	8月31日(火)	名古屋国際会議場(愛知県名古屋市熱田区熱田西町1-1) 地下鉄名城線【西高蔵】、地下鉄名港線【日比野】
7回	9月18日(土)	9月19日(日)	9月20日(月・祝)	9月21日(火)	9月25日(土)	9月11日(土)	名古屋市 市政資料館(東区白壁一丁目3番地) 地下鉄名城線【市役所】、名鉄瀬戸線【東大手】
8回	10月5日(火)	10月6日(水)	10月7日(木)	10月8日(金)	10月12日(火)	9月28日(火)	名古屋港湾会館 (港区港町1-11) 地下鉄名港線【名古屋港】
9回	10月18日(月)	10月19日(火)	10月20日(水)	10月21日(木)	10月25日(月)	10月11日(月・祝)	名古屋市 総合社会福祉会館 (北区清水4丁目17-1) 地下鉄名城線【黒川】
10回	11月8日(月)	11月9日(火)	11月10日(水)	11月11日(木)	11月15日(月)	11月1日(月)	西区 在宅サービスセンター (名古屋市西区花の木2-18-1) 地下鉄名城線【浄心】
★11回 リモートも同時開催	11月20日(土)	11月21日(日)	11月22日(月)	11月23日(火・祝)	11月27日(土)	11月13日(土)	愛知県 産業労働センター ウィンクあいち (中村区名駅4丁目4-38) 【名古屋駅】
12回	12月6日(月)	12月7日(火)	12月8日(水)	12月9日(木)	12月13日(月)	11月29日(月)	昭和区 在宅サービスセンター (昭和区御器所三丁目18番1号) 地下鉄鶴舞線【荒畑】
13回	12月11日(土)	12月12日(日)	12月13日(月)	12月14日(火)	12月18日(土)	12月4日(土)	名古屋市 総合社会福祉会館 (北区清水4丁目17-1) 地下鉄名城線【黒川】
14回	1月11日(火)	1月12日(水)	1月13日(木)	1月14日(金)	1月18日(火)	1月4日(火)	名古屋市企業 福祉会館 (中区大須2丁目19-36) 地下鉄鶴舞線【大須観音】
15回	2月3日(木)	2月4日(金)	2月5日(土)	2月6日(日)	2月10日(木)	1月27日(木)	緑区 在宅サービスセンター (緑区鳴子町1-7-1) 地下鉄桜通線【鳴子北】
16回	2月19日(土)	2月20日(日)	2月21日(月)	2月22日(火)	2月26日(土)	2月12日(土)	名古屋港湾会館 (港区港町1-11) 地下鉄名港線【名古屋港】

申込書

↓ 午前・午後どちらかにチェック

希望回	第 回	[2日目]施設見学 3日間の中から選択し記入してください。 ※希望回の設定日内で選択してください。	月 日 ()	午前 (9:00～12:00)	午後 (13:00～16:00)
フリガナ			生年月日	[第5回][第11回]はリモート同時開催	
氏名			S・H 年 月 日	<input type="checkbox"/> [第5回] リモート受講希望 <input type="checkbox"/> [第11回] リモート受講希望 ↑ 希望の方は□内にチェック	
住所			〒 -	電話番号	
				FAX	

【個人情報の取扱いについて】お客様が記入された個人情報は、資料送付、電話連絡、事業所からのお知らせ送付などの目的で利用・保管し、第三者に開示・提供することはありません。

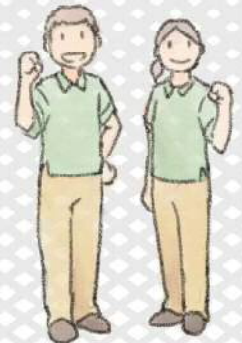
お申し込みは
郵送
または FAX

郵送先：〒462-0047 名古屋市北区金城町 4-35-1 (NPO 法人かくれんぼ内)
NPO 法人 なごや福祉ネット 担い手事務局
FAX：052-918-7411

令和3年度名古屋市主催

初心者向け 介護技術研修

現場ですぐ活かせる
スキルアップで
自信がつく!



時間

各コース 9:45~16:30

毎月開催 都合の良い日を選んで参加!

定員

各講座 12回/定員 20名 少人数で安心安全! 感染症対策を実施

対象者

名古屋市内に所在地のある事業所の従事者、介護現場で働く初心者(概ね3年を超えない者)もしくは、復職者(離職後1年以内は該当しない)。詳細は別紙「研修対象者について」をご確認ください。

受講料
無料

申込方法

FAX または HP からお申し込み下さい、詳しくはコチラから →
研修事務局: 日本福祉大学 社会福祉総合研修センター



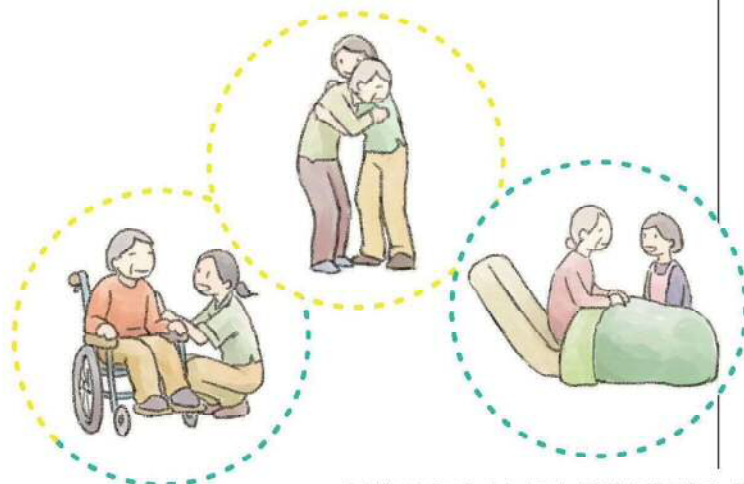
*感染症の発生や自然災害等により、研修が急ぎよ延期または中止となる場合がありますので、予めご了承ください。

01

移動・移乗および 歩行介護研修

全12回
各20名

すべての介護の基本となる「移動、移乗」「歩行介護」を中心に、介護福祉士と理学療法士のダブル講師からそれぞれの視点で学びます。根拠を踏まえた介護技術(なぜ人は立てるのか、どこを支えることがお互いにとって負担の少ない介護なのか、など)を学ぶことで、応用できる技術の習得を目指します。また、介護従事者としての心構え(介護とは、声かけ、コミュニケーションの基本、見守りの仕方、観察のポイント、身体拘束・虐待防止)についても学びを深めます。



02

認知症の理解と コミュニケーション技術研修

全12回
各20名

「人」と「認知症」ふたつの視点から理解します。介護従事者としての心構えや、利用者の立場(わかってもらえない…、不安感)と介護者の立場(言っていることが伝わらない、行動が理解できない)を研修を通して紐解き、お互いにとってよりよい関係になるためのコミュニケーション技術を習得できます。下記の2コースよりお選びいただけます。

利用者事例から考える認知症コース

様々な認知症の方のケースを受講生のみなんで考えることで、他者の発言から気づきを広げ、他受講生との交流の場を提供します。

VR体験から考える認知症コース

VRを活用した疑似体験により、今まで「頭ではわかってはいるけど…」という思いをしていた介護者が自身の体験として認知症の方の見えるもの、感じている不安を疑似体験することができます。自身の実感として捉えることで、利用者に寄り添ったコミュニケーションを学びます。

01

移動・移乗および歩行介護研修



日程	会場	申込締切日	研修内容
6月17日(木)	日本福祉大学 名古屋キャンパス	5月10日	<p>カリキュラムは全日程共通</p> <p>介護職員の心構え</p> <p>声かけ/コミュニケーションの基本/ チームケア/見守り/観察のポイント/ 身体拘束・虐待防止など</p> <p>(*認知症研修と内容共通)</p> <p>介護技術</p> <p>歩行について、身体の仕組み、安全のために気を付けること、介護者の負担を減らす介護技術など</p>
7月6日(火)	日本福祉大学 名古屋キャンパス	6月10日	
7月28日(水)	日本福祉大学 名古屋キャンパス	6月10日	
8月24日(火)	日本福祉大学 名古屋キャンパス	7月10日	
8月31日(火)	ウインクあいち	7月10日	
9月30日(木)	日本福祉大学 名古屋キャンパス	8月10日	
10月6日(水)	日本福祉大学 名古屋キャンパス	9月10日	
10月20日(水)	日本福祉大学 名古屋キャンパス	9月10日	
11月18日(木)	名古屋企業福祉会館	10月10日	
12月15日(水)	日本福祉大学 名古屋キャンパス	11月10日	
1月13日(木)	日本福祉大学 名古屋キャンパス	12月10日	
1月26日(水)	日本福祉大学 名古屋キャンパス	12月10日	

02

認知症の理解とコミュニケーション技術研修



日程	会場	申込締切日	コース	研修内容
6月10日(木)	日本福祉大学 名古屋キャンパス	5月10日		<p>利用者事例から考える認知症コース</p> <p>介護者からの視点で、様々な利用者ケースについての全員で考えます。</p> <p>VR体験から考える認知症コース</p> <p>当事者からの視点で、VR(仮想現実)を通じて利用者の疑似体験を行う。</p> <p>介護職員の心構え</p> <p>(*移動・移乗研修と内容共通)</p> <p>認知症の理解とコミュニケーション技術</p> <p>認知症の種類、症状・行動の仕組み、利用者を理解するなど</p>
7月15日(木)	日本福祉大学 名古屋キャンパス	6月10日		
8月5日(木)	日本福祉大学 名古屋キャンパス	7月10日		
9月9日(木)	日本福祉大学 名古屋キャンパス	8月10日		
9月16日(木)	日本福祉大学 名古屋キャンパス	8月10日		
10月14日(木)	名古屋港ポートビルまたは名古屋キャンパス	9月10日		
10月30日(土)	日本福祉大学 名古屋キャンパス	9月10日		
11月9日(火)	日本福祉大学 名古屋キャンパス	10月10日		
11月25日(木)	日本福祉大学 名古屋キャンパス	10月10日		
12月9日(木)	日本福祉大学 名古屋キャンパス	11月10日		
12月21日(火)	ウインクあいち	11月10日		
1月20日(木)	日本福祉大学 名古屋キャンパス	12月10日		



感染症対策について

マスクの着用、検温にご協力をお願いします。会場では換気や消毒を実施し、フェイスシールドを配布します。

アクセス

日本福祉大学 名古屋キャンパス…JR・地下鉄「鶴舞駅」下車徒歩2分 / ウインクあいち…JR・地下鉄「名古屋駅」下車徒歩5分
名古屋企業福祉会館…地下鉄「大須観音」駅下車徒歩4分 / 名古屋港ポートビル…地下鉄「名古屋港」駅下車徒歩5分

申込の流れ

申し込み(一時)締め切り日は前月の10日です。受講可否のご連絡(受講決定通知)は前月15日を以てFAXにて通知いたします。申し込み締め切り後も、定員に空きがある場合は期間延長して受け付けております。研修に少しでもご興味のある方は、ご遠慮なくお問い合わせください。

お問い合わせ

研修事務局：日本福祉大学 社会福祉総合研修センター TEL:052-242-3069 FAX:052-242-3020
受付時間：月～金 10:00～17:00(祝日、夏季休業、年末年始を除く)

研修対象者について

- ・名古屋市内に所在地のある介護保険事業所に従事の方が対象です。
- ・応募者多数で抽選になる場合、以下の「①小規模介護事業所」又は「②復職者」欄に該当する方を優先します。

①小規模介護事業所 以下の事業所に従事されており、介護関係業務の従事期間の総計がおおむね3年を超えない方。

居宅サービス (介護予防含む)	訪問入浴介護 通所介護、通所リハビリテーション 特定施設入居者生活介護 (定員29名以下のものに限る。) 短期入所生活介護*、短期入所療養介護* (*いずれも介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設と併設されているものを除く。)
地域密着型サービス (介護予防含む)	地域密着型通所介護 認知症対応型通所介護 小規模多機能型居宅介護 認知症対応型共同生活介護 複合型サービス 地域密着型特定施設入居者生活介護
介護予防・ 日常生活支援総合事業	予防専門型通所サービス、ミニデイ型通所サービス 運動型通所サービス

ただし、「介護」に関する以下の資格をお持ちの方は基本的に対象外です。

社会福祉士、介護福祉士、介護職員初任者研修課程、実務者研修、介護支援専門員
精神保健福祉士、行動援護従業者養成研修課程、同行援護従業者養成研修課程

②復職者 以下の事業所での従事期間がおおむね2年未満、かつ、当該従事期間前に介護関係業務の経験があるが、当該従事期間前おおむね1年間に介護関係業務に従事したことがない方。「介護」に関する資格の有無は問いません。

居宅サービス (介護予防含む)	訪問介護、訪問入浴介護 訪問看護、訪問リハビリテーション 通所介護、通所リハビリテーション 特定施設入居者生活介護
地域密着型サービス (介護予防含む)	夜間対応型訪問介護 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 地域密着型通所介護 認知症対応型通所介護 小規模多機能型居宅介護 認知症対応型共同生活介護 複合型サービス 地域密着型特定施設入居者生活介護
施設サービス	介護老人福祉施設、介護老人保健施設 介護医療院、介護療養型医療施設
介護予防・ 日常生活支援総合事業	予防専門型訪問サービス、生活支援型訪問サービス 予防専門型通所サービス、ミニデイ型通所サービス 運動型通所サービス

※上記①②に該当しない方であっても定員に空きがある場合は、受講できますのでお申込みください。
ただし、名古屋市内の介護保険事業所に従事する方に限ります。



初心者向け介護技術研修受講申込書

参加希望日 ※該当箇所に チェック印を 入れてください	移動・移乗および歩行介護研修					
	<input type="checkbox"/> 6月17日 <input type="checkbox"/> 8月31日 <input type="checkbox"/> 11月18日	<input type="checkbox"/> 7月6日 <input type="checkbox"/> 9月30日 <input type="checkbox"/> 12月15日	<input type="checkbox"/> 7月28日 <input type="checkbox"/> 10月6日 <input type="checkbox"/> 2022年1月13日	<input type="checkbox"/> 8月24日 <input type="checkbox"/> 10月20日 <input type="checkbox"/> 2022年1月26日		
	認知症の理解とコミュニケーション技術研修					
利用者事例から考える認知症コース						
<input type="checkbox"/> 6月10日 <input type="checkbox"/> 10月30日						
<input type="checkbox"/> 8月5日 <input type="checkbox"/> 11月9日						
<input type="checkbox"/> 9月16日 <input type="checkbox"/> 12月21日						
<input type="checkbox"/> 10月14日 <input type="checkbox"/> 2022年1月20日						
<hr/> VR体験から考える認知症コース						
<input type="checkbox"/> 7月15日 <input type="checkbox"/> 9月9日						
<input type="checkbox"/> 11月25日 <input type="checkbox"/> 12月9日						
法人名						
事業所名						
事業所種類			事業所利用定員 ※利用者の定員を記入	名		
事業所住所						
事業所 TEL・FAX	TEL	FAX				
メールアドレス						
担当者名	※研修に関わるご連絡をさせて頂く場合があります					
受講者情報						
フリガナ 氏名	性別	介護に関する資格の 有無（資格名称）	現在の介護事業所 への就職年月 例）2020年1月	他の介護事業所 での介護経験 の有無	直前の介護事業所 の退職年月 例）2018年11月	介護業務 総従事年数 例）2年1ヶ月
		有（ ） ・ 無	年 月	無 ・ 有	他での経験有の方 → 年 月	他での経験有の方 年 月
※新型コロナウイルス感染症拡大等の理由から、万が一、オンライン研修への形式変更がある場合、引き続き受講を希望されますか <input type="checkbox"/> 希望する <input type="checkbox"/> 希望しない <input type="checkbox"/> 現時点では不明						
受講者が回答	※日ごろの業務で困っていることや、ぜひ講師から教わりたいことを教えてください ※研修テーマに関わらずお気軽にご記入ください。一部、研修内で回答する予定です					
上司や管理者の方が回答	※研修受講にあたり受講者に期待することを教えてください					
（記入者の役職やお立場）						

*ご記入いただいた個人情報、本研修を適正かつ円滑に遂行するために使用し、それ以外の目的では利用しません。

◆ 研修事務局（名古屋市中区千代田5-22-35 日本福祉大学社会福祉総合研修センター）

日本福祉大学社会福祉総合研修センター

〒460-0012 名古屋市中区千代田 5-22-35 TEL：052-242-3069 FAX：052-242-3020

問合せ受付時間：月～金 10時～17時（祝日・夏期休業・年末年始を除く）

令和3年度名古屋市介護保険・障害福祉サービス事業所経営セミナー

主催：名古屋市健康福祉局高齢福祉部介護保険課

障害福祉部障害者支援課

新型コロナ禍により人材の確保や育成、経営状況等、中小規模の法人を取り巻く環境がより厳しさを増しています。本セミナーでは経営状況の改善や経営管理に関する知識及び手法について学び、経営基盤の強化を目指します。また、その手法の一つとして事業協同組合というものについて学びます。

1. テーマ

①これからの介護・障害福祉人材の確保、育成のあり方

②事業協同組合の活用方法

事業協同組合とは、同じ課題を持った中小の事業者が相互扶助の精神の下、共同事業を通じて経営の効率化を図っていくものです。設立には県知事への申請と認可が必要です。

※テーマは令和2年度のもので、テーマ等については変更になる場合があります。

2. 実施時期

未定（令和2年度は12月、2月の計2回実施）

※詳細が決まり次第「NAGOYA かいごネット」や「ウェルネットなごや」にてお知らせします。

3. 対象者

名古屋市内の介護保険事業所等または障害福祉サービス事業所等を運営する事業者の代表者（法人内の介護保険サービス部門または障害福祉サービス部門における代表者も可）

4. 参加費

無料

新型コロナウイルスの感染防止のため、皆様のご理解並びにご協力をお願いします。

①感染拡大状況により、中止又は研修実施方法が変更（オンライン等）となる場合があります。

②3密を避けるため、**定員数の削減**や**研修内容等を変更**する場合があります。また、換気のため**快適な空調とはなりません**ので、防暑・防寒対策をお願いします。

③研修中は、**常時マスクの着用**をお願いします。消毒薬等も可能な限りご持参ください。

④研修当日を含め、研修前2週間以内に発熱や咳等の**感染が疑われる症状**があった場合には、**参加をご辞退**いただきます。

介護職員等のキャリア形成に向けた研修一覧（令和3年度）

テーマ	研修名	新任職員レベル	中堅レベル	主任・リーダーレベル	管理職レベル	上級管理者レベル (経営者・トップマネージャー)	
知識・技能の習得 福祉サービスの基本理念	【名古屋市介護職員キャリアアップ研修】 介護保険制度研修	●					
	高齢者日常生活支援研修	●					
	小規模介護事業所・復職者支援研修	●	●				
	認知症介護基礎研修	●					
	【高齢・障害福祉職員研修】 新任職員基礎研修	●					
	【高齢・障害福祉職員研修】 対人援助技術研修	●					
	【高齢・障害福祉職員研修】 介護記録研修	●					
	【高齢・障害福祉職員研修】 精神障害研修	●	●				
	【高齢・障害福祉職員研修】 医療知識研修（高齢）	●	●				
	【高齢・障害福祉職員研修】 薬学基礎知識研修	●	●				
	【高齢・障害福祉職員研修】 口腔ケア研修	●	●				
	【高齢・障害福祉職員研修】 排泄ケア研修	●	●				
	【高齢・障害福祉職員研修】 ターミナルケア研修	●	●				
	【名古屋市介護職員キャリアアップ研修】 ターミナルケア研修	●	●				
	【高齢・障害福祉職員研修】 社会人としてのマナー研修	●					
	【高齢・障害福祉職員研修】 福祉専門職としての接遇研修	●					
	【高齢・障害福祉職員研修】 普通救命研修	●	●				
	【高齢・障害福祉職員研修】 介護技術研修（体位変換・移乗）	●					
	【高齢・障害福祉職員研修】 介護技術研修（入浴介護）	●					
	【名古屋市介護職員キャリアアップ研修】 ケアプラン作成研修	●	●				
	【名古屋市介護職員キャリアアップ研修】 医療を踏まえたケアマネジメント研修	●	●				
	【名古屋市介護職員キャリアアップ研修】 医学基礎知識研修	●	●				
	ホームヘルパー現任研修（障害の理解）	●					
	業務課題の発見・ 解決と実践	認知症対応型サービス事業開設者研修					●
		【ユニットケア研修】 ユニットケア施設管理者研修				●	
		認知症介護実践者研修 ☆		●			
		認知症介護実践リーダー研修 ☆			●		
		【ユニットケア研修】 ユニットリーダー研修			●		
認知症対応型サービス事業管理者研修					●		
小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修			●	●			
多職種・ 地域協働	【高齢・障害福祉職員研修】 多職種連携研修	●	●		●		
	メンタルヘルス セルフマネジメント				●		
リスクマネジメント	【高齢・障害福祉職員研修】 アンガーマネジメント研修	●	●				
	【高齢・障害福祉職員研修】 防災研修	●	●				
人材育成	【名古屋市介護職員キャリアアップ研修】 サービス提供責任者業務研修		●	●			
	【高齢・障害福祉職員研修】 スーパービジョン入門研修		●				
	【高齢・障害福祉職員研修】 スーパービジョン実践研修		●				
	【名古屋市介護職員キャリアアップ研修】 スーパービジョン研修			●			
組織運営管理	【高齢・障害福祉職員研修】 人材育成研修		●	●	●		
	【高齢・障害福祉職員研修】 ファシリテーション研修		●				
	【高齢・障害福祉職員研修】 人材定着研修				●		
	【高齢・障害福祉職員研修】 労務管理研修				●		
	【高齢・障害福祉職員研修】 会計基礎研修Ⅰ				●	●	
	【高齢・障害福祉職員研修】 会計基礎研修Ⅱ				●	●	
	【高齢・障害福祉職員研修】 予算・決算対策研修				●	●	
	【名古屋市介護職員キャリアアップ研修】 採用・面接研修				●	●	
	【名古屋市介護職員キャリアアップ研修】 外国人就労受入研修				●	●	
	【名古屋市介護職員キャリアアップ研修】 ICT活用研修				●	●	
権利擁護	【その他】 経営者・施設長セミナー				●	●	
	【高齢・障害福祉職員研修】 権利擁護研修		●	●			
職員同士の交流	【名古屋市介護職員キャリアアップ研修】 新規職員向けサロン	●					
	【名古屋市介護職員キャリアアップ研修】 介護職員向けサロン	●	●	●			
	【名古屋市介護職員キャリアアップ研修】 中堅職員向けサロン	●	●	●			

☆：加算に係る研修

<各研修の内容については下記ホームページでご確認ください。>

- ・ユニットケア研修 <http://www.unit-care.or.jp/>（日本ユニットケア推進センター）
<http://www.suishinkyo.net/>（推進協議会）
- ・上記以外の研修 <http://care-net.biz/23/zaitakunet/ex04-1.php>（名古屋市社会福祉協議会）

令和3年度9月なごや介護予防・認知症予防プログラム事業者研修会開催要綱

1 趣 旨

なごや介護予防・認知症予防プログラムは、高齢者が住み慣れた地域で、できるだけ自立した生活を継続できるように、認知症予防を中心に、運動・口腔・栄養等を複合的に組み合わせたプログラムです。今回の研修会は、ミニデイ型通所サービス事業所で本プログラムを実施するにあたり、担当する職員の知識や技術の習得・向上を目的として開催するものです。なお、名古屋市立大学は名古屋市健康福祉局から業務委託を受けて、本プログラムの研修と効果検証を進めております。

2 テーマ 「なごや介護予防・認知症予防プログラム事業者研修会」

3 主催 名古屋市健康福祉局高齢福祉部地域ケア推進課
名古屋市立大学病院 地域包括ケア推進・研究センター

4 日 時 令和3年9月15日（水）9：20～17：50（受付9：10～）

5 場 所 名古屋市立大学 本部棟4階ホール
（名古屋市瑞穂区瑞穂町字川澄1）
※会場案内の詳細は別紙1をご覧ください。

6 参加者 ミニデイ型通所サービス事業所でサービス提供にかかわる職員
ミニデイ型通所サービス事業の参入をお考えの方

7 参加費 無料

8 参加申込 別紙2の様式に必要事項を記入の上、令和3年9月8日（水）までに名古屋市立大学病院 地域包括ケア推進・研究センターまでFaxにてお申し込みください。
（Fax番号：052-853-8537）
※参加申し込み後、連絡なく参加者を変更することはご遠慮ください。

9 そ の 他

- ・来場の際は、公共交通機関をご利用ください。
- ・新型コロナウイルス感染予防の為に、マスク着用のご協力をお願い致します。
- ・筆記用具・運動のできる服装と靴でお越しください。
- ・運動では床に手や膝をついたり、仰向け状態で行う体操もあります。汚れないようバスタオルやマットやシートをお持ちください。また、歩く速さを測定します。ストップウォッチ（携帯電話でも可）をご持参ください。
- ・修了された方に対して修了証を交付します。
- ・当日は、研修内容の記録として写真撮影を行う予定です。
- ・研修会に対する問い合わせ先は、地域包括ケア推進・研究センター（電話：052-853-8537）までお願い致します。

送信先 名古屋市立大学病院 地域包括ケア推進・研究センター 事務局 吉野

ファックス : 052-853-8537

申込期限 : 令和3年9月8日(水)

令和3年度9月なごや介護予防・認知症予防プログラム事業者研修会

参加申込書

事業所番号		事業種別	
事業所住所			
事業所名			
電話番号 Fax 番号			
ふりがな 参加者氏名 (複数記入可)			

※参加申込書を受け取り後、受領確認として Fax を返信致します。

月 日 受付けました。

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、次の事項についてご協力をお願いします。

○当日、発熱、風邪症状等の体調の悪い方は参加をお控えください。

○研修会当日の2週間以内に、感染陽性者又は感染が疑われる人との濃厚接触がある方は参加をお控えください。

※会場には、マスクを着用してお越しく下さい。

● 地下鉄：名古屋駅（地下鉄桜通線名古屋駅）

3番ホーム	今池・新瑞橋・徳重方面行き（約16分） 桜山駅（市立大学病院）下車 3番出口
-------	--

● 市バス：栄バスターミナル（オアシス21のりば）

4番のりば	栄26号系統「博物館」行（約25分） 「市立大学病院」下車
-------	-------------------------------

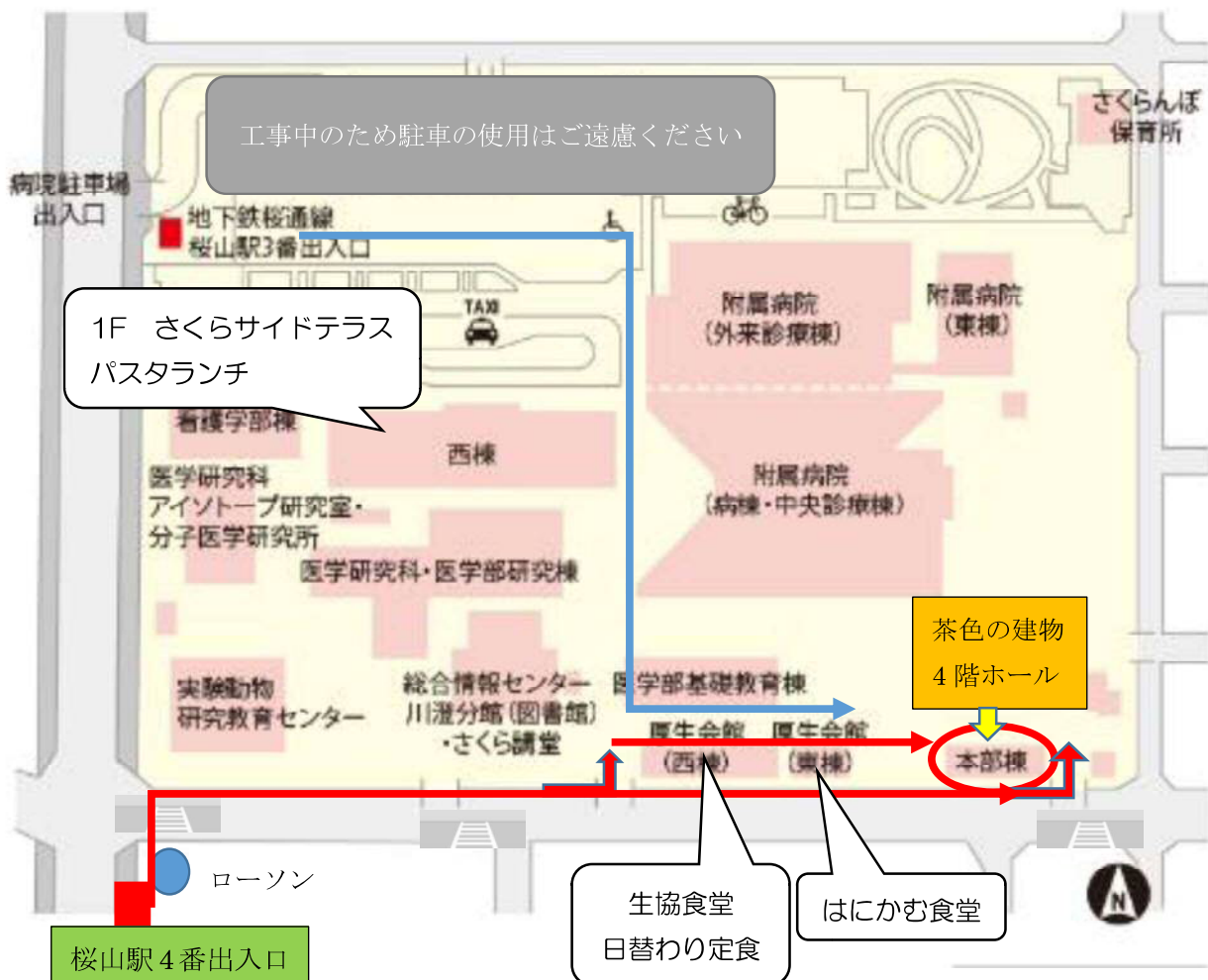
● 市バス：金山市営バスターミナル

7番のりば	金山11号系統「池下」行（約15分） 「桜山」下車 金山16号系統「瑞穂運動場東」行（約15分） 「桜山」下車 金山12号系統「妙見町」または「金山」行（約15分） 「市立大学病院」下車
8番のりば	金山14号系統「瑞穂運動場東」行（桜山経由）（約15分） 「市立大学病院」下車

【桜山キャンパスマップ】

地下鉄桜通線桜山駅 4 番出入口から迷わず便利です。赤矢印の方向へお進みください。

3 番出入口からは青矢印の方向へお進みください。



子育て総合相談窓口（子育て世代包括支援センター）のご案内

晩婚化・晩産化などを背景に、育児期にある方（世帯）が、親の介護も同時に担う、いわゆる「ダブルケア」問題が指摘されるようになっております。

介護支援専門員等におかれましては、利用者の家族等に育児に悩まれている介護者がいらっしゃいましたら、保健師等が子育ての様々な相談にお応えする**子育て総合相談窓口（子育て世代包括支援センター）**が各保健センターにありますので、ご紹介いただきますようお願いいたします。

保健センター	電話番号	保健センター	電話番号
千種	757-7033	熱田	679-3086
東	979-3588	中川	364-0065
北	910-6815	港	655-8745
西	529-7105	南	619-7086
中村	486-6388	守山	797-5220
中	269-7155	緑	899-6518
昭和	745-6030	名東	769-6288
瑞穂	837-3285	天白	847-5981

■ 電話相談

月～金曜日（祝日・年末年始を除く） 午前8時45分～午後5時15分

■ 面接相談

月～金曜日（祝日・年末年始を除く） 午前9時00分～午後4時30分

令和3年8月

関係各位

名古屋市健康福祉局長

福祉避難所の設置・運営へのご協力をお願い

日頃は本市の福祉行政にご理解とご協力をいただき、厚く御礼申し上げます。本市では、南海トラフ巨大地震を始めとする大規模災害への事前の備えとして、避難に際し配慮の必要な方（障害のある方、要介護認定のある方等）を対象とした「福祉避難所」の確保・設置を推進しているところです。

福祉避難所は、身体等の状況や医療的ケアの面で、入院や介護施設への入所の必要はないものの、小中学校等の一般の指定避難所では、段差・トイレ等で生活に支障をきたす方に避難していただく施設です。

今般、国において災害対策基本法等が改正され、福祉避難所については、受入対象者をあらかじめ特定し、本人とその家族のみが避難する施設であることを公示する制度が創設されました。本市においても、福祉避難所の制度変更への対応を進めているところです。（添付資料「福祉避難所の概要」、「福祉避難所制度の主な変更内容」、「要配慮者の避難支援のイメージ」）

また、福祉施設・事業所の皆様におかれましては、福祉避難所に関する意向調査を実施させていただきますのでよろしくお願い申し上げます。

【令和3年度福祉施設・事業所向け防災セミナーのご案内】

福祉施設・事業所の皆様向けに8月18日（水）から9月30日（木）まで、オンライン（YouTube）にて福祉避難所に関する防災セミナー動画を公開しております。

以下のURL または QR コードから専用サイトにアクセスのうえご覧ください。（視聴には以下のパスワードの入力が必要です。）

<https://www.aju-cil.com/others/seminar2021.html>
パスワード「inclusive_shelter」



※本セミナーは社会福祉法人 AJU 自立の家わだちコンピューターハウスとの委託契約により実施します。

名古屋市健康福祉局監査課調査係

Tel 052-972-2510 Fax 052-972-4150

E-mail: a2510-03@kenkofukushi.city.nagoya.lg.jp

福祉避難所とは

福祉避難所とは、一般の指定避難所や福祉避難スペースでの生活が困難な要配慮者（主として高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する方）を対象とした避難所であり、バリアフリー等の設備・体制が整った社会福祉施設等を利用して開設されます。本市の福祉避難所には、指定福祉避難所と協定福祉避難所があります。※指定福祉避難所と協定福祉避難所の相違点については、資料2参照

指定福祉避難所・協定福祉避難所

社会福祉事業を行う事業所のうち、次に掲げる基準を満たす施設を、指定福祉避難所として指定又は協定福祉避難所として協定を締結させていただきます。

<p><指定福祉避難所></p> <p>① 速やかに、特定の要配慮者の受け入れ、生活関連物資を避難者に配付することが可能な構造又は設備を有するものであること</p>	<p><協定福祉避難所></p> <p>① 一般の指定避難所において、行政職員が振り分けをした要配慮者の受け入れが可能な構造又は設備を有するものであること</p>
<p><指定福祉避難所・協定福祉避難所共通></p> <p>② 土砂災害（特別）警戒区域の区域外に位置すること</p> <p>③ 過去の浸水実績や浸水予測結果から判断し、避難者の安全空間（階）を確保できること</p> <p>④ 耐震・耐火構造の建築物で、原則としてバリアフリー化がされていること</p> <p>⑤ 避難者用スペース（1人当2㎡）が確保でき、利用にあたり無料であること</p>	

- ※ 福祉避難所を開設しながら通常事業を再開することは差し支えありません（再開にあたっては事業所管課にご相談ください。）。
- ※ 想定している事業所は、デイサービス等通所事業を行う施設であり、特別養護老人ホーム等併設施設の場合、入所者（緊急入所を含む）の処遇に支障がない範囲とします。

福祉避難所の対象者

身体等の状況や医療面でのケアの必要性から介護保険施設や病院等へ入所・入院するに至らない方であって、避難所での生活において配慮を必要とする方とします。

対象者を介助する方も、対象者本人とともに福祉避難所に避難することができます（介助者は1人までとし、要配慮者数には算入しません。）。※対象者の避難の流れについては、資料3参照

車いす利用者や一人での移動が困難な方など、小・中学校では段差があってトイレに行けないような方のために、ハード面で適している避難所に移ってもらうということを想定したもので、福祉避難所自体に対象者の介護をお願いするものではありません。

福祉避難所の事業内容

- | | |
|--|---------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"> ① 福祉避難所の設置、維持及び管理【夜間の宿直を含め1人以上の配置】
〔以下は個々の事業所の状況に応じて事前に取り決めます〕 ② 被災した要配慮者の福祉避難所への移送 ③ 被災した要配慮者や家族からの相談を受けたり、福祉・保健医療サービスを受けられるよう関係機関への連絡調整（要配慮者を概ね10人受け入れ、相談員を1人配置した場合に限る） ④ 食事の提供や生活必需品の支給 | <p>運用に要する費用は、人件費・光熱水費等すべての実費を市が負担</p> |
|--|---------------------------------------|

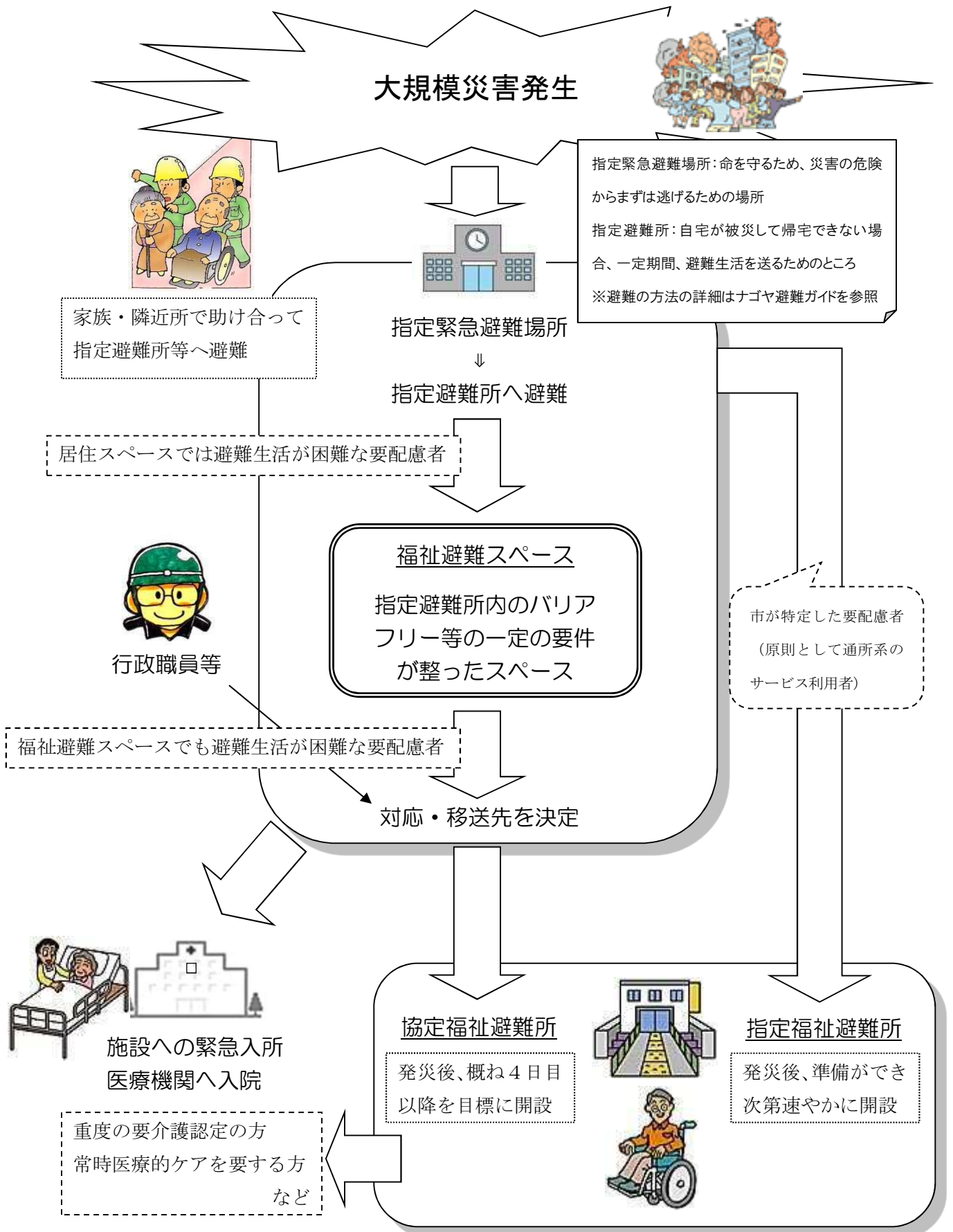
福祉避難所制度の主な変更内容

●基本的な考え方

今回の制度改正の趣旨を踏まえ、本市としては指定福祉避難所の指定を推進していきたいと考えていますが、施設の状態により指定基準に満たない場合には協定福祉避難所として協定を締結させていただきたいと考えています。

名 称	協定福祉避難所（現行）	指定福祉避難所
対 象 者	発災後に一般の避難所において行政職員が振り分けをした要配慮者とその家族	市が特定した要配慮者（原則として当該施設のサービス利用者とその家族）
開 設 の タイミ ング	発災後、4 日目以降を目標	発災後、準備ができ次第速やかに開設
避 難 方 法	まずは一般の避難所へ避難し、そこで行政職員が福祉避難所の対象者を振り分けした後、福祉避難所へ移送	発災後、準備ができ次第速やかに移送
避 難 支 援	発災後、行政から依頼があった場合に、施設は可能な範囲で移送に協力	発災後、行政からの依頼を待つことなく、施設は安否確認及び避難支援を行う
物 資 の 備 蓄	4 日目以降の開設のため、開設に併せて行政が運び入れる（福祉避難所には備蓄しない）	原則として食糧、水等の 3 日分を施設にて予め備蓄
公 表 ・ 公 示	名古屋市地域防災計画に掲載するが、広く公表はせず、公示しない	名古屋市地域防災計画に掲載するが、広く公表はしない 施設名、所在地、受入れ対象者を公示
費 用	運営に要する費用は、人件費・光熱水費等すべての実費を市が負担	同左

要配慮者の避難支援のイメージ



なごや人権施策基本方針

（概要版）

～人間性豊かなまち名古屋の実現を目指して～

（令和2年3月策定）

名古屋市 スポーツ市民局 人権施策推進室

〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

TEL 052-972-2583 FAX 052-972-6453

E-mail : a2580@sportsshimin.city.nagoya.lg.jp

人権とは、一人ひとりの市民が個人としての生存と自由を確保し、幸福な社会生活を営むために欠かすことのできない権利であり、人間の尊厳に基づく固有の権利です。

一人ひとりの市民が人権を享有し、平和で豊かな社会を実現していくためには、人権が調和的に行使され、市民相互の間でともに尊重されること、すなわち「人権の共存」が達成されることが重要です。

「なごや人権施策基本方針」は、まちづくりの基本理念として「人間性の尊重」を掲げる名古屋市基本構想(昭和52年策定)のもと策定された市総合計画を人権の視点から補完するものであり、市政運営の基本理念である「人間性豊かなまち・名古屋」の実現に向けて人権施策を総合的・計画的に推進していくための指針として策定されたものです。

(令和2年3月策定)

1 基本理念

市民一人ひとりの人権が尊重され、差別や偏見がない人権感覚にすぐれた「人間性豊かなまち・名古屋」の実現をめざします。

2 基本的な視点

1 一人ひとりが大切にされるまちづくり

一人ひとりの人権が尊重され互いに人間としての尊厳を認めあい、すべての人が大切にされるまちづくりを推進します。

2 多様性を尊重し支えあうまちづくり

誰もが、お互いの生き方や価値観の違いを認めあい、多様性を尊重し支えあうまちづくりを推進します。

3 市民の参画と協働によるまちづくり

一人ひとりの市民の主体的な参画と協働により、人権尊重のまちづくりを推進します。

3 市の基本姿勢

1 一人ひとりの人を大切に作る施策の推進

人権尊重の理念を柱にすえた行政運営につとめ、一人ひとりの人を大切にするという視点から施策を推進します。職員は、常に人権を尊重し、公共の福祉の担い手として、公正な判断と誠実な職務遂行につとめます。

2 市民が主体となる施策の推進

市民一人ひとりが人権について日常生活の中で主体的に考え、学び、行動することを尊重し、あらゆる場における自主的な市民活動や社会参加を支援します。

3 総合的な施策の推進

人権課題が複雑化・多様化する中で、各分野にまたがった人権課題に対しても施策の効果的な連携をはかるなど、市政全般にわたって、人権という視点から施策を総合的に推進します。

4 推進体制と進行管理

- 「名古屋市人権施策推進会議」を設置し、人権尊重を基本とした行政運営を行うため、各局区室が緊密な連携をはかりながら、人権施策の総合的・計画的な推進に取り組みます。
- 「人権施策担当課長連絡会議」を設置し、各分野の課題解決や関係施策・事業に関する連絡調整や情報交換を行うとともに、国、愛知県、人権擁護委員会を中心に関係機関との緊密な連携・協力をはかります。
- 分野ごとの個別計画との連携をはかりながら、総合的・計画的に推進します。また、施策内容については、別途実施計画を策定し、取り組み状況を把握するとともに、外部有識者の意見を踏まえ人権の視点から評価を行いながら、適切な進行管理を行っていきます。

5 共通施策

1 人権に関する教育・啓発

～あらゆる場を通じた人権教育・啓発の推進～

市民一人ひとりが、自らの問題として人権尊重についての理解を深め、主体的に考えて行動するためには、人権教育・人権啓発を積極的に推進することが重要です。

また、人権尊重意識が広くいきわたった地域社会づくりをすすめるため、市民の自主的・主体的な取り組みへの支援と連携をはかっていくことが必要です。

主な施策

- ・人権教育の推進
- ・人権啓発の推進

2 人権に関する研修

～人権尊重の理念がより実践されるために～

本市職員においては、人権に関する高い見識と人権を尊重し擁護する姿勢が求められており、多様な研修機会を継続的に確保することが必要です。

また、企業の社会的責任として、人権に配慮した企業活動が求められており、企業における人権尊重の取り組みの支援が必要です。

主な施策

- ・職員研修等の推進
- ・公正な採用選考
- ・企業研修の支援等

3 人権尊重のまちづくり

～誰もが安心して安全な生活を営めるまちをめざして～

多様化している市民のまちづくりに対するニーズへの的確な対応が求められており、ハード面の整備だけではなく、人と人とのふれあいや心の豊かさへの配慮など、ソフト面からの取り組みもすすめていく必要があります。

主な施策

- ・都市施設整備におけるバリアフリー化の推進
- ・意識のバリアフリーの推進
- ・情報のバリアフリーの推進
- ・地域で支えあうパートナーシップの推進

4 人権に関する相談・支援

～早期解決のための相談・支援を充実～

人権問題の複雑化・多様化により、人権侵害に関する相談内容もさまざまなことから、あらゆる人権相談に対して、迅速で適切な対応ができる機能の充実が必要となっています。

主な施策

- ・相談・支援

6 分野別施策

1 女性

～男女共同参画社会の実現に向けて～

依然として性差による不利益を取り扱いが、職場・地域・家庭などで発生しているほか、配偶者からの暴力やセクシュアル・ハラスメントなどの人権侵害が増加しています。

また、貧困・ひとり親・障害・同和問題（部落差別）、外国籍など様々な困難を抱える人は、性別ゆえの生きづらさなど重なり、より困難な状況に置かれています。女性も男性もお互いに人権を尊重しつつ、性別にかかわらず個性と能力を十分に発揮し、あらゆる分野において平等に参画できるように取り組む必要を一段推進する必要があります。

主な施策

- ・男女平等参画の総合的推進
- ・性別にかかわる人権侵害の解消
- ・男女平等参画推進のための意識改革
- ・方針決定過程への女性の参画
- ・雇用等における男女平等
- ・家庭・地域における男女の自立と平等参画

2 子ども

～子どもの人権が尊重される社会の実現に向けて～

子どもの人権が尊重される社会の実現のためには、市民の一人ひとりが子どもの権利についての正しい理解を深め、子どもの権利を守る文化、社会をつくる必要があります。

いのちや体罰、薬物乱用、児童虐待、子どもたちに対する差別的・性的搾取などの問題に加え、インターネットの発展やスマートフォン普及による新たな危険から子どもを守ることも必要となってきました。

特に増加してきているいじめや見守り条件に対しては、子どもの人権に関する重大問題としてとらえ、子どもと安全確保を最優先に、家庭や地域、学校などの関係機関が連携して早期発見、早期対応につとめるなど、子育てを社会全体で支援していくことが重要です。

主な施策

- ・安心して子どもを産み育てることができる環境づくり
- ・虐待やいじめの防止と子どもの権利保護
- ・子どもが健やかに育つ環境づくり
- ・人権教育・書かぬ人間性を育む教育の推進

3 高齢者

～高齢者が安心して暮らせる社会の実現に向けて～

高齢者が進展し、ひとり暮らしや認知症などで支援が必要な高齢者も年々増加しています。こうした高齢者が孤立することなく、地域社会とのつながりの中で安心して暮らせるよう、地域における相談・支援体制の整備など、的確な対応が重要です。

また、認知症など介護を必要とする高齢者への身体的・心理的・経済的虐待といった、人間の尊厳に関わる問題が起きています。高齢者が社会の一員として生き生きと暮らして健康な人生を送ることができるよう、その主体的な生き方が十分尊重されることが重要です。

主な施策

- ・健やかでいきいきとした生活の実現
- ・自立して生活するには不安がある方への支援
- ・地域で安心して暮らすための支援体制の充実
- ・安心して暮らすことのできる生活の場の確保

4 障害者

～障害のある人もない人も共に生きる社会の実現に向けて～

障害の有無にかかわらず、誰もが人格と個性を尊重され、住み慣れた地域で安心して暮らせる社会の実現に向けた取り組みが必要です。

障害者による自己決定、自己選択を尊重し、住み慣れた地域において自立した生活や社会参加を進めるため、必要なサービスや社会資源の充実、福祉基盤の整備など、総合的・体系的な施策の推進が重要です。

主な施策

- ・地域における自立した生活の支援
- ・重度障害児者への支援
- ・障害者の就労の支援
- ・障害者の学習機会および特別支援教育の充実

5 同和問題(部落差別)

～同和問題(部落差別)の早期解決に向けて～

依然として残る結婚や就職などの場面における課題、不動産取引に係る土地調査や戸籍・住民票の不正取得による人権侵害のほか、近年の情報化の進展に伴って、インターネット上で部落差別を助長する書き込みがされるなど新たな問題も生じてきています。

同和問題(部落差別)の解決のためには、市民一人ひとりがさまざまな場や機会を通じて、正しい理解と認識を深めることが重要です。部落差別のない社会の実現に向けて、啓発、教育、相談体制の充実、関係機関・団体連携等と連携した取り組みなど、総合的視点に立った施策を推進していく必要があります。

主な施策

- ・文化センターの運営
- ・啓発の充実
- ・部落差別のない地域づくり
- ・えせ同和行為の排除

6 外国人

～多文化共生都市の実現に向けて～

出入国管理及び難民認定法の改正により新たな在留資格が設けられるなど、わが国で暮らす外国人はさらに増加し、その国籍も多様化することが見込まれており、国籍を問わずとも暮らす多文化共生の地域づくりを一層推進し進める必要性が増しています。

日本人も外国人も必要ない情報やサービスを受けることができ、安心して暮らせるまちづくりをすすめることにも、外国人等に対する差別や偏見をなくし、人権尊重についての理解を深める人権教育や、多文化共生の意識醸成を図る市民への啓発活動を進め、外国人市民を地域の一員として受け入れることのできる社会を形成していくことが重要です。

主な施策

- ・生活基盤づくり
- ・多様性を活かす社会づくり
- ・誰もが参画する地域づくり
- ・ヘイトスピーチの解消に向けた取り組み

7 さまざまな人権分野

～あらゆる差別や偏見の解消に向けて～

このほかにも、自殺者・自死遺族等、ホームレスの人、HIV感染者・ハンセン病患者等、犯罪被害者等、性的少数者、刑を終えて出所した人等、アイヌの人々への差別や偏見の問題などがあり、正しい知識の普及と理解の促進を図るとともに、適切な支援を行うことが必要です。また、北朝鮮当局による拉致問題等についても関心と認識を深めていくことが必要です。

主な施策

- ・こころの健康づくりと自殺対策の推進
- ・ホームレス自立支援
- ・感染症に関する正しい知識の普及と理解の促進
- ・犯罪被害者等への支援
- ・性的少数者に対する理解の促進や相談等の支援
- ・さまざまな人権課題に対する理解の促進

8 人権を取り巻く課題

～社会情勢の変化に対応して～

インターネットでは、発信者が匿名で容易に情報発信できることから、電子掲示板やウェブサイトにのびのび中傷や差別を助長する表現、特定の個人のプライバシーに関する情報の無断掲示などの人権侵害が問題となつています。一人ひとりが個人情報の重要性和個人のプライバシーについての認識を深めるとともに、インターネットの適正な利用を心がけ、高度情報化社会に対応した人権への理解を深めることが重要です。

また、災害発生時には、適切な避難行動を促すための情報伝達が重要であるとともに、要配慮者への支援や、人権に配慮した避難所運営など、災害時に顕在化する人権問題への対応が必要となつていきます。

主な施策

- ・インターネットの適正な利用とプライバシーの保護
- ・避難対策・避難生活支援の推進
- ・地域防災力の向上

公 告

「人間性豊かなまち・名古屋」をめざして」を次のように宣言する。

平成10年5月1日

名古屋市長

「人間性豊かなまち・名古屋」をめざして

～世界人権宣言採択50周年にのぞみ～

基本的人権の尊重は、日本国憲法の基本理念であり、名古屋市においても、まちづくりの基本理念に人間性の尊重を掲げ、これまでも様々な施策を行ってきました。しかしながら、人権については未だ多くの議論がなされ、時代とともに新たな課題も生じています。

本年は、国連総会で世界人権宣言が採択されて50周年の節目にあたります。人権の世紀とも言うべき21世紀を間近にひかえ、一人ひとりの人権に対する意識をより一層高めることが求められています。

世界人権宣言は「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である」とうたっています。このことを改めて確認し、名古屋市基本構想に掲げる「人間性豊かなまち」をめざして、市民とともに、人権が尊重され差別や偏見がない地域社会の実現に、たゆみことなく努力をつづけていくことをここに宣言します。



開館時間

午前9時～午後5時

(研修室は午前9時～午後8時)

休館日

毎週月曜日 (休日の場合はその直後の平日)

年末年始 (12月29日～1月3日)

所在地

〒460-0008

名古屋市中区栄一丁目23-13 伏見ライフプラザ12階

お問合せ

TEL : 052-684-7017

FAX : 052-684-7018



E-mail : a6847017@sportsshimin.city.nagoya.lg.jp

U R L : <http://www.jinken.city.nagoya.jp/>

地下鉄 伏見駅 6番出口より 南へ徒歩7分



伏見ライフプラザ12階

高齢者いきいき相談室Q&A

Q 高齢者いきいき相談室とはどんなところですか？

A 相談室は、身近な場所で市内にお住いの高齢者の生活の中での困りごとに関する相談を受け付け、いきいき支援センターへつなぐための窓口として市内約280か所名古屋市が設置しています。また、相談内容に応じていきいき支援センターと連携して支援を行います。

Q 相談は電話でもできますか？

A 来所での相談の他、電話でも相談をお受けします。また、必要に応じて訪問による相談にも対応しています。なお、相談費用(訪問を含む)は無料です。

Q だれでも相談できますか？

A どなたでもご相談いただけます。相談においては、お一人おひとりの生活状況等をふまえて適切に相談支援・助言を行うために、必要に応じて対象となる方のお名前や相談いただいた方とご関係等をお聞きする場合がありますが、匿名での相談も可能です。

Q 高齢者いきいき相談室にはどのような専門職がいますか？

A 高齢者いきいき相談室には、介護支援専門員の業務に関して十分な経験があり、介護支援サービスを適切かつ円滑に提供するために必要な業務に関する知識などを有している主任介護支援専門員がいます。また、高齢者いきいき相談室は名古屋市が実施する研修を受講し、資質向上に努めています。

軽気な高齢者の相談室

高齢者

いきいき



健康・福祉・
介護など、
生活の中での
お困りごとは
ありませんか？

ご相談ください！

相談無料

**認知症
どうすれば
いい？**

**介護予防
興味あるけど…**

**もしかして
消費者被害？
高齢者虐待？**

**介護保険
どう申請するの？**



地域包括 いきいき相談室一覧

検索

名古屋市

名古屋市では、高齢者のみなさまの身近な相談窓口である「地域包括支援センター」を、「いきいき支援センター」という名称にて運営しています。

いきいき支援センターをご活用ください

「いきいき支援センター」は、高齢者のみなさまがいつまでも住み慣れた地域で安心して生活できるよう、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員などの専門職がチームとなって、健康・福祉・介護などさまざまな面から高齢者のみなさまを支える機関です。

いつまでも元気に！ 介護予防をすすめます

- 要支援・要介護状態になるおそれのある人への支援
- 要支援1・2と認定された人への支援



保健師等

高齢者のみなさまの 権利を守ります

- 高齢者虐待・権利擁護
消費者被害の相談



主任介護支援専門員

いきいき支援センターって どんなところ？



社会福祉士

さまざまな問題について 相談に応じます

- 健康・福祉・介護などの総合的な相談
- 認知症に関する相談

「認知症の人を介護する ご家族」を支援します

- 家族教室・家族サロン
- 医師（もの忘れ相談医）の専門相談
- 認知症サポーター養成講座の開催

孤立しがちな人への見守り支援を行います

- 孤立しがちな人への個別支援
- 見守り電話

認知症の早期発見・早期対応へ向けた支援を行います

医療・介護の専門職と専門医とで構成された「認知症初期集中支援チーム」が、認知症が疑われる人、認知症の人とそのご家族への訪問等による支援を通じ、自立生活のサポートをします。

認知症の人が安心して暮らせる地域づくりを進めます

認知症地域支援推進員を中心として、地域資源の把握や「なごや認知症カフェ」の運営支援などを行い、認知症の人やそのご家族が暮らしやすい地域づくりを進めます。

■ 開設時間：月～金曜日（祝日・年末年始除く）午前9時～午後5時 ■ 相談費用：無料

■ 設置場所はNAGOYAかいごネットをご参照ください。
（QRコードからアクセスできます。）



さまざまな問題について相談に応じます

健康・福祉・介護など、生活のなかでお困りのことやご心配なことがありましたら、担当のいきいき支援センターへご相談ください。

また、高齢者が、身近な場所で相談できるよう、委託を受けた居宅介護支援事業所が「高齢者いきいき相談室」を開設しています。いきいき支援センターと連携し、健康・福祉・介護等の相談に応じます。



いつまでも元気に！ 介護予防をすすめます

● 要支援・要介護状態になるおそれのある人には

「基本チェックリスト」により事業の対象者と判定された人は、介護予防・生活支援サービス事業の利用を通じて、介護予防と自立に向けた支援を行います。

● 要支援1・2と認定された人には

いきいき支援センター（または、いきいき支援センターから委託された居宅介護支援事業所）が、介護保険サービス等の利用についてご相談に応じます。

高齢者のみなさまの権利を守ります

● 高齢者虐待について

高齢者への虐待の防止や早期対応を図るため、「高齢者虐待相談センター（電話052-856-9001）」や区役所などの関係機関と連携し、ご相談に応じます。

● 権利擁護について

お金の管理や契約などに不安がある高齢者で、身近にご家族がいない場合など、「名古屋市障害者・高齢者権利擁護センター（※）」や「成年後見あんしんセンター（電話052-856-3939）」と連携し、金銭管理・財産保全や成年後見制度の利用など、権利擁護についてのご相談に応じます。

※名古屋市障害者・高齢者権利擁護センター

センター	電話番号	担当地域
北部	052-919-7584	東区、北区、西区、守山区
南部	052-678-3030	中村区、中区、熱田区、中川区、港区、
東部	052-803-6100	千種区、昭和区、瑞穂区、南区、緑区、名東区、天白区

● 消費者被害について

高齢者を対象にした悪質な訪問販売や住宅リフォームなどの被害が増加しています。契約の際にご心配がある場合や被害の恐れがある場合は、消費生活センター（電話052-222-9671）と連携し、ご相談に応じます。

「認知症の人を介護するご家族」を支援します

「認知症の人を介護するご家族」を支援するとともに、認知症の人やご家族が安心して暮らせるよう、地域住民が認知症を正しく理解し、見守りや声かけ、手助けができる地域を目指します。

● 家族教室、家族サロン(憩いの場)、医師(もの忘れ相談医)の専門相談、認知症サポーター養成講座

なごや認知症



～開設助成事業のごあんない～

認知症カフェとは？



認知症のご本人やご家族、地域住民、専門職等、地域の誰もが気軽に集い、楽しく過ごしながら仲間づくりや情報交換をする活動拠点のことです。

名古屋市では、カフェの開設にあたって必要な物品購入費を助成することで、より多くの地域に、認知症のご本人やご家族が不安なく気楽に集える場所を増やすお手伝いをさせていただきます。ぜひ、ご活用ください！

開設助成事業の概要

助成内容	新たに認知症カフェを開設する(※)にあたって必要な物品購入経費。 <u>1か所につき 50,000円以内</u> ※申請日より6か月前までに開設したカフェ、または決定通知日より3か月以内に開設可能なカフェ	
要件	活動内容	認知症の方が、住み慣れた地域で自立した生活ができるよう、本人同士の仲間づくりや生きがい支援、介護する家族の負担軽減、認知症状の悪化予防、地域住民への啓発等を目的とし、誰もが自由に集まり、楽しく過ごす内容であること。
	実施主体	地域住民団体やボランティア団体、NPO法人、介護事業所、福祉施設、医療機関等、認知症カフェの活動に理解と熱意のある団体。
	対象者	名古屋市在住の認知症の方やそのご家族を中心に、地域住民や専門職など誰もが参加できるもの。
	実施回数 実施期間	月1回以上、名古屋市内の一定の場所で定期的に開催するもの。 3年間は継続実施が見込まれること。 ※1回あたりの開設時間は2時間以上
	人員配置	医師・看護師等の医療関係者もしくは社会福祉士等の福祉関係者であり、認知症の相談業務に従事した経験のある者を1名配置すること。
その他	助成の件数には限りがあります。審査の結果、要件にそぐわない場合は、助成対象としない場合もございますのでご了承ください。	

申し込み窓口

なごや認知症カフェを開設しようとする住所地を担当するいきいき支援センター（裏面参照）の窓口申請書等、必要書類を提出してください。

実施要領・申請書等は、各いきいき支援センター、名古屋市認知症相談支援センターの窓口配架するほか、「NAGOYA かいごネット」でダウンロードできます。



○お問い合わせ○

名古屋市認知症相談支援センター（担当:杉本）

所在地：昭和区阿由知通3-19 昭和区役所6階

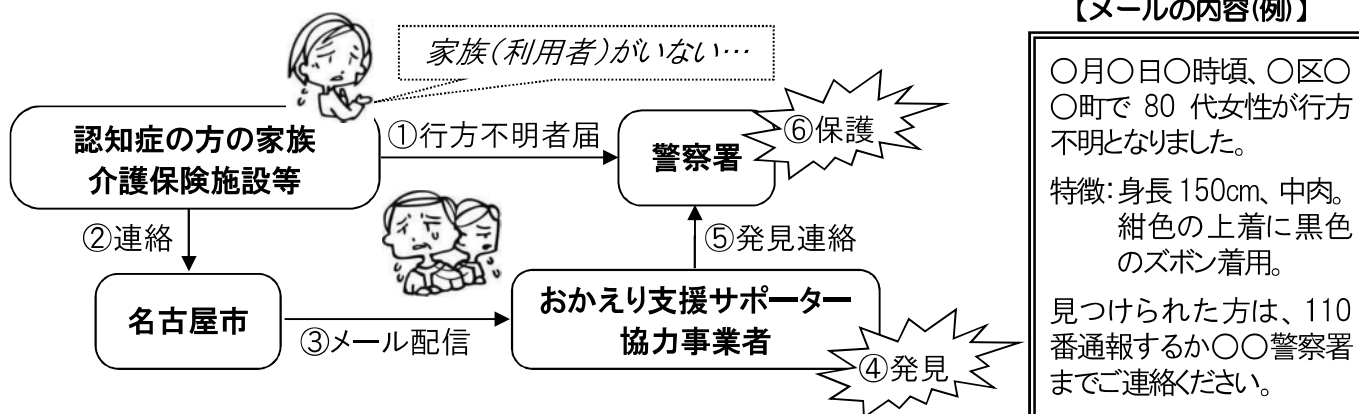
電話：734-7079 FAX：734-7199

「はいかい高齢者おかえり支援事業」ってなに？

はいかい高齢者おかえり支援事業は、認知症の方の徘徊による事故を防止するため、地域の皆さんの協力を得て、徘徊されている方を早期に発見する取り組みです。

徘徊のおそれがある方の情報を登録した上で、その方が行方不明となった場合に、家族等からの依頼により、行方不明となった方の身体的特徴や服装等の情報をおかえり支援サポーターや協力事業者に対してメールで配信し、情報提供をお願いするものです。

※「おかえり支援サポーター」とは、この事業に協力いただく方々のことです。(市内にお住まいの方に限らず、市外にお住まいの方も「おかえり支援サポーター」になることができます。)



☆事業を利用するためには事前に登録が必要です☆

だれでも登録することができるの？

登録することができるのは、名古屋市内に在住し、徘徊のおそれがある認知症の方(若年性認知症の方を含む。)です。なお、市内の介護保険施設や認知症高齢者グループホーム等を利用されている方も登録することができますが、親族や成年後見人等の同意が必要となります。

登録するにはどうしたらいいの？

- ◆受付窓口◆登録希望者の居住地を担当する「いきいき支援センター」
※いきいき支援センターの所在地等の情報は裏面をご参照ください。
- ◆受付時間◆月～金曜日(祝休日・年末年始を除く。) 午前9時～午後5時
- ◆登録費用◆無料
- ◆登録方法◆登録希望者の親族・成年後見人等、または利用している施設の職員の方に、**登録届**を受付窓口までご持参いただきます。
※登録届は、いきいき支援センターで配布しているほか、名古屋市公式ウェブサイトからダウンロードすることもできます。
【名古屋市公式ウェブサイト <http://www.city.nagoya.jp/kenkofukushi/page/0000038313.html>】

問合せ先:名古屋市健康福祉局高齢福祉部 地域ケア推進課

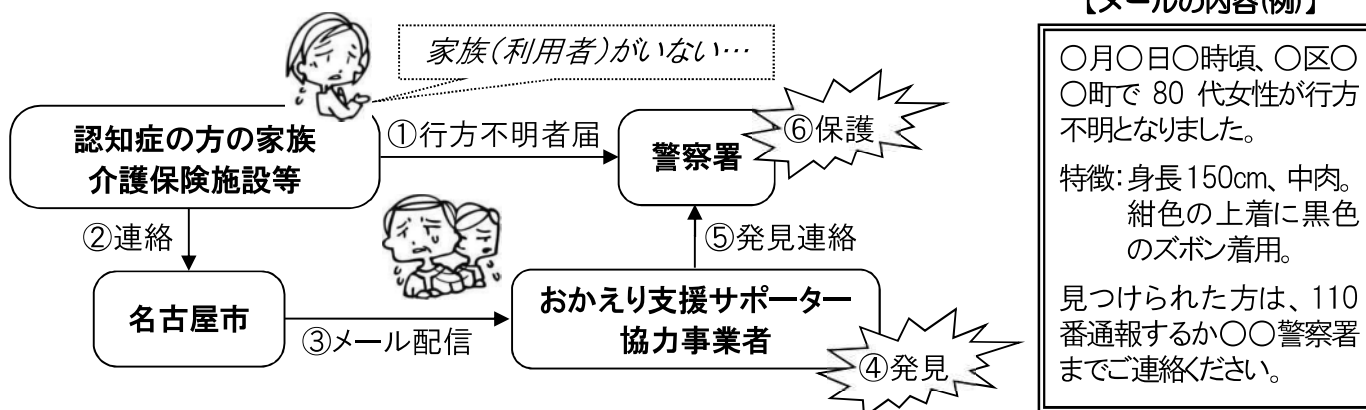
TEL:972-2549 FAX:955-3367 E-mail:a2280@kenkofukushi.city.nagoya.lg.jp



はいかい高齢者おかえり支援事業 おかえり支援サポーター・協力事業者募集

はいかい高齢者おかえり支援事業は、認知症の方の徘徊による事故を防止するため、地域の皆さんの協力を得て、徘徊されている方を早期に発見する取り組みです。

徘徊のおそれがある方の情報を登録した上で、その方が行方不明となった場合に、家族等からの依頼により、行方不明となった方の身体的特徴や服装等の情報をおかえり支援サポーターや協力事業者に対してメールで配信し、情報提供をお願いするものです。



おかえり支援サポーターとは…

おかえり支援サポーターとは、この事業に協力いただく方々のことです。(市内にお住まいの方に限らず、市外にお住まいの方も「おかえり支援サポーター」になることができます。)

携帯電話やパソコンのメールアドレスを登録いただき、検索協力依頼のメールを受けとった場合に、可能な範囲で検索のための情報提供にご協力いただきます。

- ◆登録費用◆無料(ただし、メール送受信や登録用ホームページへのアクセスに要する通信費等は登録者負担)
- ◆登録方法◆下記のコードを読み取り、アクセスしたページから空メールを送信するか、下記のメールアドレスに空メールを送信してください。(詳しい登録方法は、裏面をご覧ください。)

【コード】



【メールアドレス】 okaeri@sg-m.jp

※登録時に情報をほしい地域(区)を選択することができます。

※夜間のメール配信の希望を選択することができます。

※検索協力依頼以外にも、定期的に認知症に関するイベント等の情報をメールで配信します(配信の希望を選択できます)。

協力事業者も募集しています！

事業者(団体)としてこの事業に協力いただく協力事業者も募集しています。協力事業者と認定された場合には、市から認定証を交付します。登録を希望される場合には下記問合先にメールにてご連絡ください。(メールの件名は「協力事業者登録」とし、本文に①団体名、②担当者名、③連絡先を必ずご記入ください。)

問合先:名古屋市健康福祉局高齢福祉部 地域ケア推進課

TEL:972-2549

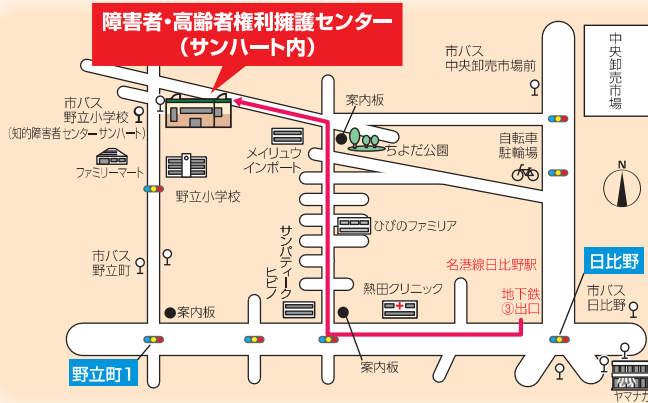
FAX:955-3367

E-mail:a2280@kenkofukushi.city.nagoya.lg.jp



中村区、中区、熱田区、中川区、港区にお住まいの方は

名古屋市障害者・高齢者権利擁護センター南部事務所



〒456-0073

名古屋市熱田区千代田町20-26

(知的障害者センターサンハート内)

電話 052-678-3030

FAX 052-678-3051

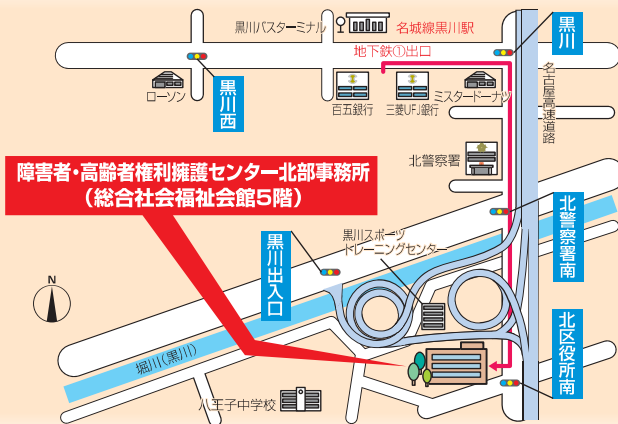
交通案内

地下鉄名港線「日比野」駅下車

③番出口より徒歩10分。

東区、北区、西区、守山区にお住まいの方は

名古屋市障害者・高齢者権利擁護センター北部事務所



〒462-8558

名古屋市北区清水四丁目17-1

(総合社会福祉会館5階)

電話 052-919-7584

FAX 052-919-7585

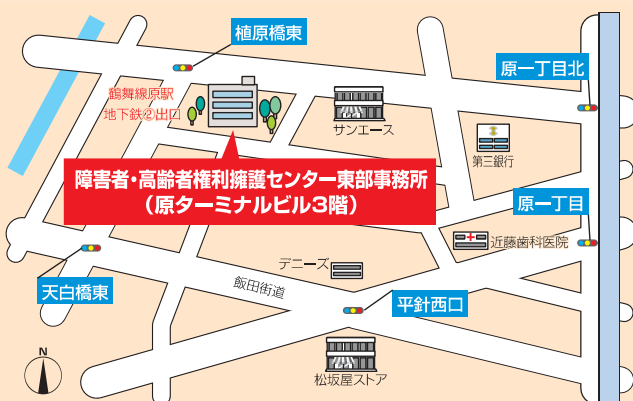
交通案内

地下鉄名城線「黒川」駅下車

①番出口より徒歩5分。

千種区、昭和区、瑞穂区、南区、緑区、名東区、天白区にお住まいの方は

名古屋市障害者・高齢者権利擁護センター東部事務所



〒468-0015

名古屋市天白区原一丁目301

(原ターミナルビル3階)

電話 052-803-6100

FAX 052-803-6600

交通案内

地下鉄鶴舞線「原」駅下車

②番出口すぐ。

このパンフレットは古紙パルプ再生紙を使用しています。

2018.2.5500

市内介護サービス事業所の皆様

在宅医療・介護連携のための情報共有ツール 「はち丸ネットワーク」をご利用ください

高齢者が在宅で療養生活を送るためには、複数の提供主体による医療・介護サービスが必要であり、職種間の情報共有が重要となります。

名古屋市では、名古屋市医師会への委託により、ICT（情報通信技術）を活用してウェブ上で情報共有ができるシステム「はち丸ネットワーク」を構築しております。

お手持ちのパソコン・スマートフォン・タブレットを使って、日々の記録や連絡事項などを安全かつ効率的に共有することができ、一部レセプト請求ソフトとは連動が実現しております。是非ご利用ください。



お問い合わせ先

各区はち丸支援センター

受付：月～金曜（祝日・年末年始を除く）午前9時～午後5時

○千種区(富山ビル2階)
千種区内山1-18-13
電話 732-0874 FAX 732-0875

○東区(名古屋市医師会館1階)
東区葵1-4-38
電話 933-0874 FAX 937-8741

○北区(ポルト大曽根1階)
北区大曽根3-4-14
電話 982-0874 FAX 982-0875

○西区(名鉄病院1号館4階)
西区栄生2-26-11
電話 561-0874 FAX 561-0875

○中村区(鶴飼リハビリテーション病院1階)
中村区太閤通4-1
電話 481-0874 FAX 481-0876

○中区(名城病院1階)
中区三の丸1-3-1
電話 201-0874 FAX 201-0877

○昭和区(オフィスはなみずき1階)
昭和区山花町62-1
電話 763-0874 FAX 763-0875

○瑞穂区(名古屋市立大学病院地下1階)
瑞穂区瑞穂町字川澄1
電話 852-0874 FAX 852-0875

○熱田区(デイサービスセンターろくばん3階)
熱田区六番1-2-15
電話 683-0874 FAX 683-0881

○中川区(休日急病診療所2階)
中川区高畑1-222
電話 354-0874 FAX 354-0875

○港区(名古屋市医師会看護専門学校1階)
港区千鳥1-13-22
電話 652-0874 FAX 652-0878

○南区(笠寺病院1階)
南区松池町3-19
電話 823-0874 FAX 823-0876

○守山区(休日急病診療所1階)
守山区小幡1-3-2
電話 795-0874 FAX 795-0881

○緑区(名古屋市立緑市民病院3階)
緑区潮見が丘1-77
電話 896-0874 FAX 896-0876

○名東区(サンライズⅡ1階)
名東区本郷2-14
電話 760-0874 FAX 760-0875

○天白区(並木病院1階)
天白区荒池2-1101
電話 800-0874 FAX 800-0875

◎一般社団法人名古屋市医師会 地域包括ケア推進課
東区葵1-4-38 電話 937-7801(代表)

ポータルサイト：<https://ehr.hachimaru-net.nagoya/>

健康福祉局高齢福祉部地域ケア推進課 担当:地域支援係 電話:052-972-2549

～あなたもまちもいきいき！～

ふれあいいきいきサロン 整備助成金



「ふれあい・いきいきサロン」とは？

- ① 地域住民のみなさまが（高齢者や障がい者、子育て中の親子、地域住民どなたでも）
- ② 身近な場所に集まって（コミュニティセンター、集会所、福祉施設、空き家や空き店舗、公園などの集いの場）
- ③ 気軽に楽しくふれあいを深め交流する活動です。（みんなで内容を決めて運営していく）

地域の「お茶の間」「たまり場」とも言われています。



名古屋市・区社会福祉協議会では、高齢者や障がい者、子育て中の親子、地域住民どなたでも集まることができるサロンの開設、運営費用の一部を助成する事業を実施しています。

	開設助成金	運営助成金※②、③については、高齢者のみ	
内容	サロン開設に際し、必要な物品購入経費に対する助成	サロン運営の実績に対する助成	
参加対象	名古屋市内在住の高齢者、障がい者、子育て中の親子等、地域住民の誰でも参加対象とすること		
実施場所	コミュニティセンター、集会所、社務所、福祉施設、空き家や空き店舗、公園など地域住民が集える身近な場所		
実施回数	月1回以上、定期的に	月2回以上、定期的に	月4回以上、定期的に
助成額	50,000円	① 月2,000円（小規模） ② 月6,000円（中規模） ③ 月10,000円（大規模）	① 月4,000円（小規模） ② 月12,000円（中規模） ③ 月20,000円（大規模）
参加人数	5人以上	① 5人以上（小規模） ② 15人以上（中規模） ③ 25人以上（大規模）	
申請の条件	地域団体、ボランティア団体、NPO法人、社会福祉施設、企業等、多様な活動主体が営利を目的とせずに実施する場合		
申請時期	随時受付（区社協）	半期ごとに受付（区社協）	
その他	助成の件数には限りがあります。なお、領収書（開設費用申請時）、参加者名簿（運営費用申請時）等、添付書類が必要になります。		

※ 詳しい申請方法・助成内容については、必ず各区の社会福祉協議会までお問い合わせ下さい。



社会福祉協議会一覧

区社協名	住 所	電話番号 (FAX 番号)
名古屋市社会福祉協議会	〒462-8558 北区清水4-17-1 総合社会福祉会館5階	911-3193 (913-8553)
千種区社会福祉協議会	〒464-0825 千種区西崎町2-4-1	763-1531 (763-1547)
東区社会福祉協議会	〒461-0001 東区泉2-28-5	932-8204 (932-9311)
北区社会福祉協議会	〒462-0844 北区清水4-17-1 区総合庁舎1階	915-7435 (915-2640)
西区社会福祉協議会	〒451-8508 西区花の木2-18-1 区役所等複合施設5階	532-9076 (532-9082)
中村区社会福祉協議会	〒453-0024 中村区名楽町4-7-18 複合施設1階	486-2131 (483-3410)
中区社会福祉協議会	〒460-0013 中区上前津2-12-23	331-9951 (331-9953)
昭和区社会福祉協議会	〒466-0051 昭和区御器所3-18-1	884-5511 (883-2231)
瑞穂区社会福祉協議会	〒467-0016 瑞穂区佐渡町3-18	841-4063 (841-4080)
熱田区社会福祉協議会	〒456-0031 熱田区神宮3-1-15 区役所等複合施設6階	671-2875 (671-4019)
中川区社会福祉協議会	〒454-0875 中川区小城町1-1-20	352-8257 (352-3825)
港区社会福祉協議会	〒455-0014 港区港楽2-6-32	651-0305 (661-2940)
南区社会福祉協議会	〒457-0058 南区前浜通3-10 区役所庁舎4階	823-2035 (823-2688)
守山区社会福祉協議会	〒463-0048 守山区小幡南1-24-10 アクロス小幡2・3階	758-2011 (758-2015)
緑区社会福祉協議会	〒458-0041 緑区鳴子町1-7-1	891-7638 (891-7640)
名東区社会福祉協議会	〒465-0025 名東区上社1-802 上社ターミナルビル2階	726-8664 (726-8776)
天白区社会福祉協議会	〒468-0015 天白区原1-301 原ターミナルビル3階	809-5550 (809-5551)

サロンに関することで分からないこと、お困りのことがありましたら
是非、お近くの社会福祉協議会（社協）へご相談ください。



この助成事業は、「名古屋市高齢者サロンの整備等生活支援推進事業」及び「名古屋市社会福祉協議会ふれあいいいきサロン推進事業（名古屋市福祉基金）」に基づき実施しています。

問題をひとりで抱え込まないで

名古屋市高齢者 排せつケアコールセンター

☎ 052-364-8172

開設時間 月～金 10:00～16:00 ※年末年始・祝休日除く

排尿・排便 のことで
お困りごとはありませんか？

気軽にご相談
ください。



**看護師等の専門職が
電話で相談に応じます**

・開設時間 月～金 10:00～16:00 (年末年始・祝休日除く)

相談は無料です

・通話料がかかります

匿名で相談ができます

・ご相談いただいた内容についてはプライバシーを守ります

名古屋市健康福祉局

※本事業は一般財団法人名古屋市療養サービス事業団が委託を受けて実施しています

H31.1

排尿・排便のことでお困りごとはありませんか？

排尿に関わること

重い物を持つと
尿が漏れる

尿に勢いが
なくなった。
最後まで
すっきり出ない



排便に関わること

便が固くて
何日もでない

便が緩い時、
よい対処方法が
知りたい



介護方法に関わること

楽に介護するのに
どんなオムツを
選ぶといい？



排せつの世話が
大変…
工夫できることは？

排せつに
関する事の相談は
なんだか
恥ずかしい…



どうしようも
ない



排せつトラブルの要因を
正しく知ることや少し工夫
することで改善や解決に
つなげていくことができる
かもしれません。



あきらめたり我慢したりせず
「名古屋市高齢者排せつ
ケアコールセンター」にご
相談ください。



名古屋市高齢者
排せつケアコールセンター

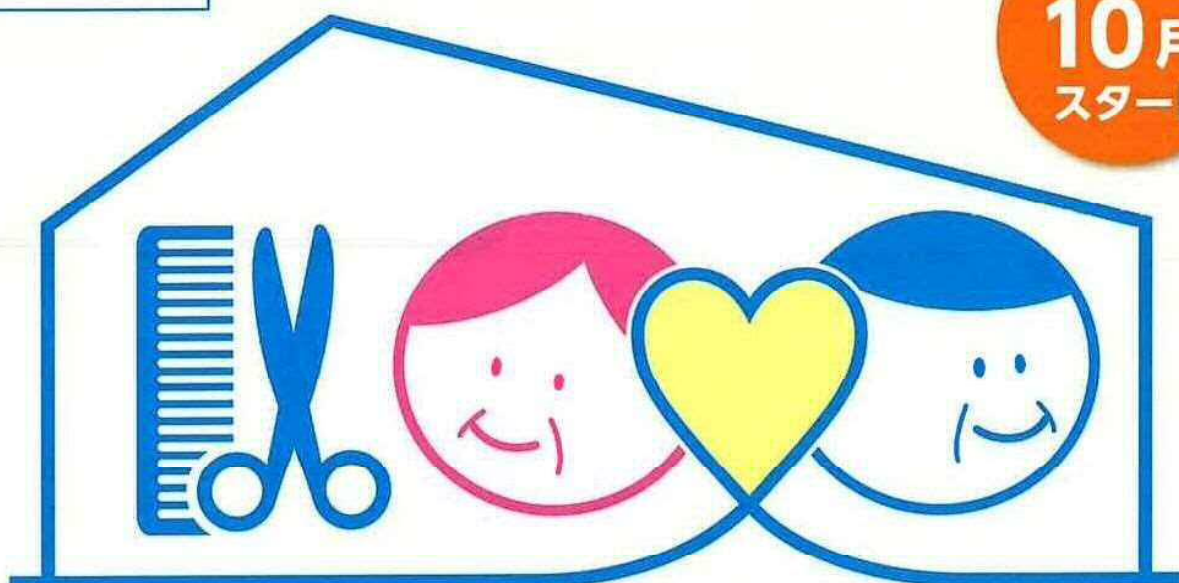
☎ 052-364-8172

開設時間 月～金 10:00～16:00 ※年末年始・祝休日除く

名古屋市

2020年

10月
スタート



在宅高齢者 訪問理美容 サービス事業

介護保険の要介護3～5の認定を受けている在宅で暮らす高齢者の方へ

外出により理美容サービスを利用することが困難な在宅で暮らす高齢者の方に対して、理美容師の訪問にかかる費用を市が負担します。

詳しくは裏面をご覧ください。

「在宅高齢者訪問理美容サービス事業」とは？

外出により理美容サービスを利用することが困難な在宅で暮らす高齢者の方に対して、理美容師の訪問にかかる費用を市が負担するものです。

年齢を重ねてもいつまでも身だしなみを整えていたいというご本人や介護をされるご家族などの気持ちはあるものの、出かけるのが困難になり、理美容サービスをなかなか利用できないということはありませんか？

詳細は
お気軽に
お問合せください

体が不自由で
理容室に行けない…

髪を切りたいけれど、
外出が困難で…

Q. どんな人が利用できるの？

市内に居住する在宅高齢者で、次の要件をすべて満たす方

1. 65歳以上の方。
2. 要介護4または5に認定された方。または、要介護3に認定され、かつ障害高齢者日常生活自立度（ねたきり度）がA～Cと認定されるか、認知症高齢者の日常生活自立度がⅡa以上と認定された方。
3. 外出により理美容サービスを利用することが困難な方。

Q. どんなサービスが対象なの？ ▶▶ 理容サービス又は美容サービスが対象です。

1 理容サービス

カット + 顔そり

または

2 美容サービス

カット + ブロー

※これらの理美容サービスは、利用者の居宅にてサービス提供を受ける方が対象です。

Q. どのくらいの回数利用できるの？

ご利用回数は、理容サービスと美容サービスをあわせて **利用者一人あたり6回／年度** が限度となります。

※年度の途中に利用決定する場合は、申請された月に応じて利用できる回数が決まります。

Q. 利用するにはどうしたらいいの？ ▶▶ ご利用の方法は簡単です！

1. お住いの区役所（福祉課）または支所（区民福祉課）へ指定の「利用申請書」を提出してください。
2. 対象となる要件を確認し、利用が決定されるとその場で「利用券」が交付されます。
3. 「実施店一覧」から利用したい理美容室を選び、電話等で予約をしてください。
4. ご自宅でサービス提供（カット、顔そりまたはブロー）を受け、
自己負担 2,000 円の支払いと利用券 1 枚 を理美容師にお渡しください。

※必ずしも希望の日に予約が取れるとは限りません。余裕をもって理美容室と日程の調整をしてください。



【名古屋市在宅高齢者訪問理美容サービス事業申請・お問合せ窓口】

千種区役所福祉課高齢福祉係	753-1838	昭和区役所福祉課高齢福祉係	735-3912	守山区役所福祉課高齢福祉係	796-4607
東区役所福祉課高齢福祉係	934-1196	瑞穂区役所福祉課高齢福祉係	852-9395	志段味支所区民福祉課福祉係	736-2192
北区役所福祉課高齢福祉係	917-6532	熱田区役所福祉課高齢福祉係	683-9405	緑区役所福祉課高齢福祉係	625-3957
楠支所区民福祉課福祉係	901-2269	中川区役所福祉課高齢福祉係	363-4409	徳重支所区民福祉課福祉係	875-2207
西区役所福祉課高齢福祉係	523-4596	富田支所区民福祉課福祉係	301-8376	名東区役所福祉課高齢福祉係	778-3008
山田支所区民福祉課福祉係	501-4975	港区役所福祉課高齢福祉係	654-9692	天白区役所福祉課高齢福祉係	807-3888
中村区役所福祉課高齢福祉係	453-5367	南陽支所区民福祉課福祉係	301-8345		
中区役所福祉課高齢福祉係	265-2321	南区役所福祉課高齢福祉係	823-9411		

名古屋市

ひとり暮らし高齢者緊急通報事業(あんしん電話)のご案内

心臓発作や火災などの緊急事態が発生した際、あんしん電話機の非常ボタン・無線ペンダントなどを押すと、登録された緊急通報先へ通報され、必要に応じて救急車・消防車・近隣協力者がご自宅へ駆け付けます。

また、看護師などが常駐するコールセンターへ、24時間いつでもご相談いただくことができます。

○制度をご利用いただける方

- 1 65歳以上のひとり暮らしの方のうち、次のいずれかの状態にある方
(同居者が寝たきり状態または寝たきりに準ずる状態である場合も含む。)
 - ① 心臓病、高血圧等の慢性疾患等があり、病状の急変により身動きがとれなくなる恐れがあるなど、日常生活上、特に注意を必要とする状態
 - ② 心身に障害があり、緊急時に自力脱出困難な状態
- 2 世帯構成員全員が75歳以上の世帯に属する方で、ほかの世帯員が寝たきり状態または寝たきりに準ずる状態にある方
(上記1とは異なり、ご利用者様の疾患等の要件はありません。)



<コールセンター方式のみ利用可>

- 3 あんしん電話事業の適用を受けようとする方以外の世帯構成員が、日常生活上やむを得ない理由により不在にするため、長時間かつ継続的にひとり暮らしと同等の状態となる65歳以上の方のうち、上記1①・②に該当する方
(同居者が寝たきり状態または寝たきりに準ずる状態である場合も含む。)

○費用負担

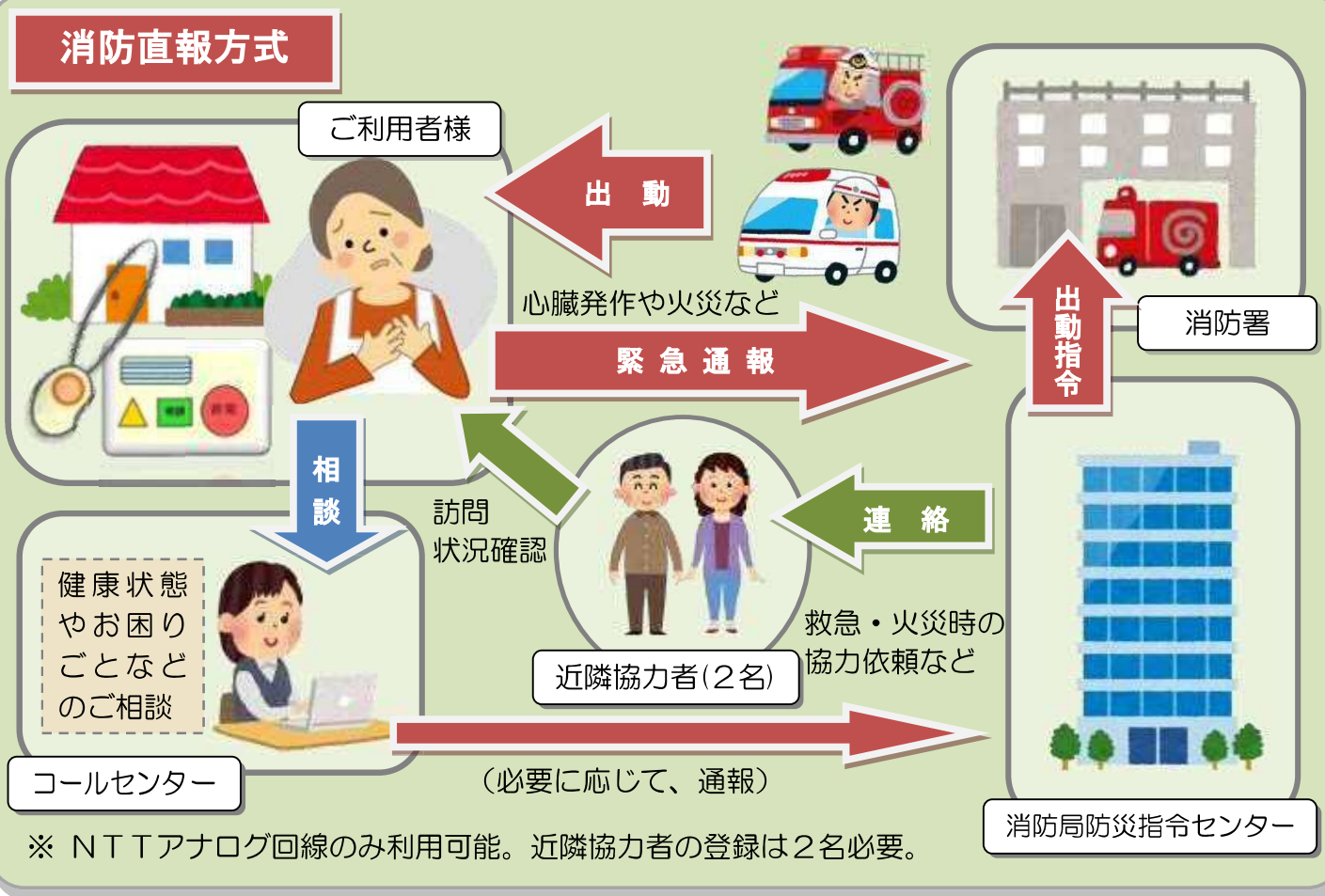
- 所得が基準を超える方は、あんしん電話機の使用料などをご負担いただきます。基準額以下の方は、使用料などは必要ありません。
- 初期設置費用、撤去費用は、市が負担します。
- 駆け付けサービスをご利用いただく場合は、その費用をご負担いただきます。(月額200円・税別、コールセンター方式のみ利用可能。)
- 赤外線センサで検知した1日の活動量が一定量に満たない場合に自動でコールセンターへ通報する安否センサを有料でご利用できます。(月額500円・税別、コールセンター方式のみ利用可能。)

○ 注意事項

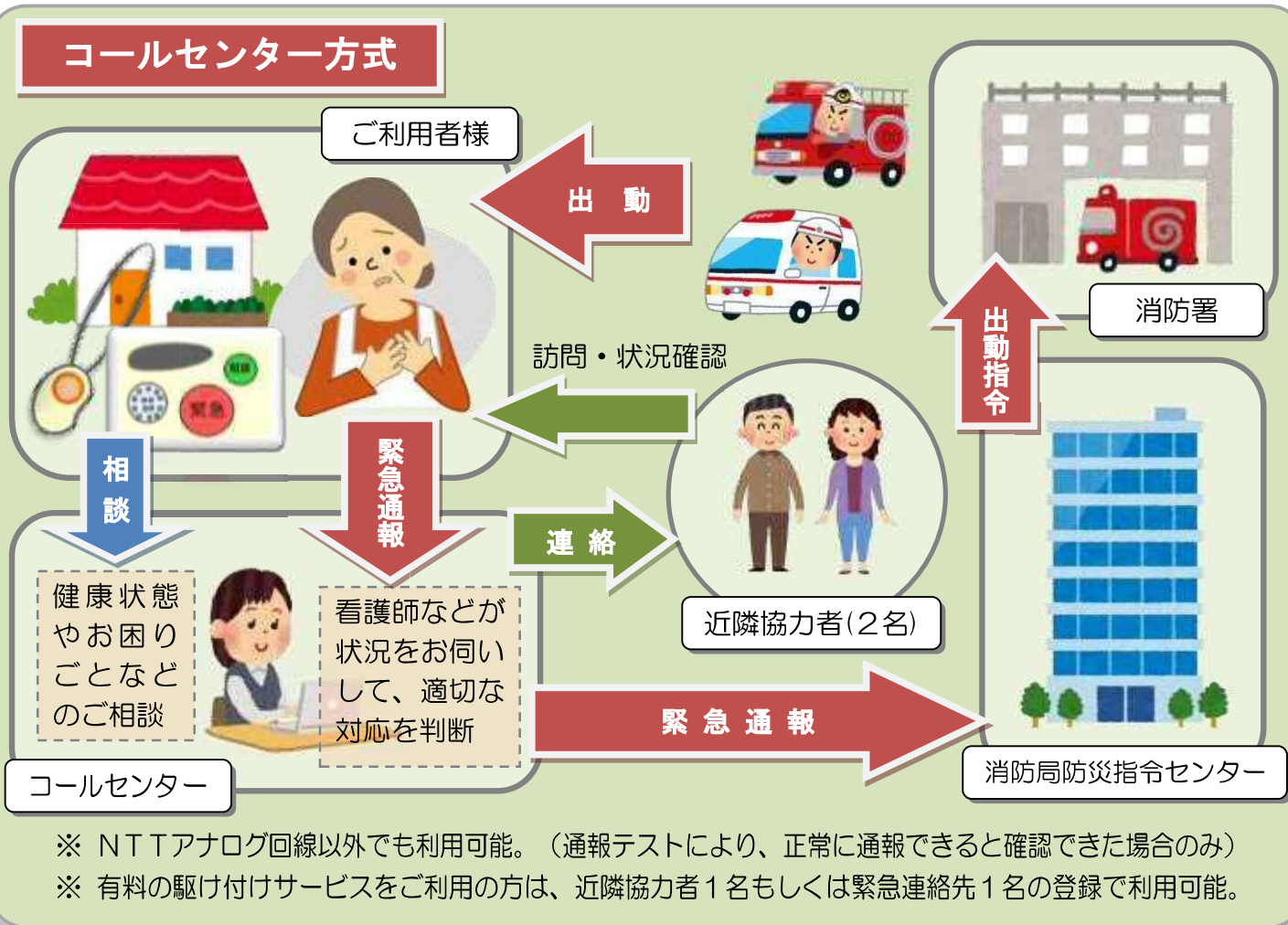
- あんしん電話の通報方式は、「消防直報方式」と「コールセンター方式」のいずれかから選択していただきます。(詳細は裏面のとおりです。それぞれ利用条件が異なります。)
- 心身に障害があり、緊急時に自力脱出困難な状態にある方は、煙式火災警報器と戸外ブザーを設置し、煙式火災警報器が火災を感知した時に、周囲に火災をお知らせするとともに、自動的に通報先に連絡できる「火災警報器連動型」のあんしん電話をご利用いただくことも可能です。
- 無線ペンダントの電波は、ペースメーカーに影響を与える可能性がありますので、申請するときにお申し出ください。



消防直報方式



コールセンター方式



介護保険事業所に対する指定指導事務の委託について

名古屋市は、介護保険サービス事業所による指定申請・指定更新申請及び変更届受付等事務並びに指導事務の一部を、平成29年度から下記へ業務委託しています。

【委託先】

- ・名古屋市介護事業者指定指導センター（一般社団法人 福祉評価推進事業団）
- ・住所：名古屋丸の内ビル7階（名古屋市中区丸の内3-5-10）
- ・TEL：052-950-2233（代表番号兼実地指導グループ）
052-950-2232（指定グループ）
- ・FAX：052-971-0577（指定グループ・実地指導グループ共通）



※市営地下鉄名城線
市役所駅3番出口より徒歩5分

※市営地下鉄名城線/桜通線
久屋大通駅2A出口より徒歩5分

※駐車場の用意はございません。
近くのコインパーキングに駐車いただくか、公共交通機関での来訪をお願いします。
指定指導センター来訪のために市役所の駐車場の利用はできません。

【委託内容】

1 指導事務

平成29年8月から、訪問介護事業所、通所介護事業所、居宅介護支援事業所に対する実地指導の一部を委託しています（予防専門型、生活支援型、ミニデイ型、運動型も含む）。

また、併せて、上記サービスを運営する事業所からの、上記サービスに係る指定基準や報酬算定に係る質問等の対応を委託しています。

＜上記サービスを運営する事業所からの質問等対応窓口＞

名古屋市介護事業者指定指導センター

TEL：052-950-2232 FAX：052-971-0577

〒460-0002 名古屋市中区丸の内3-5-10 名古屋丸の内ビル7階

月曜日から金曜日の午前8時45分から午後5時30分まで

（祝休日、12月29日から翌年1月3日までは除く）

2 指定申請等受付事務

平成 29 年 9 月から次のとおり指定申請等の相談・受付窓口を変更しています。

(1) 指定内容の**変更及び加算届**にかかる相談・受付窓口

すべてのサービスについて、次の部署で相談・受付を行います。

名古屋市介護事業者指定指導センター

TEL : 052-950-2232 FAX : 052-971-0577

〒460-0002 名古屋市中区丸の内 3-5-10 名古屋丸の内ビル 7 階

月曜日から金曜日の午前 8 時 45 分から午後 5 時 30 分まで

(祝休日及び 12 月 29 日から翌年 1 月 3 日までは除く)

(2) 指定申請、指定更新申請及び廃止・休止・再開の届出にかかる相談・受付窓口

訪問介護、(介護予防)訪問入浴介護、 通所介護、地域密着型通所介護、 (介護予防)訪問看護、 (介護予防)訪問リハビリテーション、 (介護予防)通所リハビリテーション(みなし指定)、 (介護予防)福祉用具貸与、特定(介護予防)福祉用具販売、 (介護予防)短期入所生活介護、(介護予防)短期入所療養介護、 (介護予防)居宅療養管理指導、居宅介護支援、 予防専門型訪問サービス、生活支援型訪問サービス、 予防専門型通所サービス、ミニデイ型通所サービス、 運動型通所サービス	名古屋市介護事業者指定指導センター TEL:052-950-2232 FAX:052-971-0577 〒460-0002 名古屋市中区丸の内 3-5-10 名古屋丸の内ビル 7 階 月曜日から金曜日の午前 8 時 45 分から 午後 5 時 30 分まで(祝休日及び 12 月 29 日から翌年 1 月 3 日までは除く)
介護老人福祉施設、介護老人保健施設、 介護療養型医療施設、介護医療院、 (介護予防)特定施設入居者生活介護、 (介護予防)認知症対応型共同生活介護、 地域密着型特定施設入居者生活介護、 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	名古屋市役所介護保険課施設指定係 (本庁舎 2 階) TEL:052-972-2539 FAX:052-972-4147 <従前とおり>
定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、 (介護予防)認知症対応型通所介護、 (介護予防)小規模多機能型居宅介護、 看護小規模多機能型居宅介護	名古屋市役所介護保険課居宅指定係 (本庁舎 2 階) TEL:052-972-3487 FAX:052-972-4147 <従前とおり>

※介護保険事業以外の事業等と併設の場合のご相談は、名古屋市職員も同席することがございます。

電話・資料送付のお間違えが多発しています。事業者の皆様にはお手数をおかけして申

し訳ありませんが、問い合わせ窓口をご確認いただき、お間違えのないようお願いし

ます。市へ問い合わせが必要な内容については、次ページをご確認ください。

令和3年度 名古屋市役所介護保険課 連絡先一覧

施設指定係 ☎ 972-2539

- 次の介護サービスの事業者指定、更新等
介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設、
特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護、
地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
短期入所生活介護、短期入所療養介護
- 高齢者福祉施設の認可
- 有料老人ホームの届出
- サービス付き高齢者向け住宅の登録 (※)
- ※ 住宅都市局住宅企画課民間住宅係と共同所管 住宅企画課民間住宅係 ☎972-2944

居宅指定係 ☎ 972-3487

- 次の介護サービスの事業者指定、更新等
定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護、
小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護 (※)
- 名古屋市特別給付（生活援助型配食サービス）の事業者指定、変更等の手続き
- ※ ミニデイ、運動型のサービス内容等については、地域ケア推進課地域支援係 ☎972-2540

指導係 ☎ 972-2592（施設）、3087（居宅・有料）、2594（給付）

- 介護サービス事業者等の指導
- 有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅の指導
- 事故報告書
- 介護保険の保険給付等（総合事業を含む）
- 特定福祉用具販売、住宅改修、名古屋市特別給付の事業者に対する検査、指導助言
- 介護サービス情報公表 ☎972-4628

認定係(名古屋市介護認定事務センター内) ☎750-7881

- 要介護・要支援認定

保険料係 ☎ 972-2595

- 介護保険の被保険者資格
- 介護保険料の賦課、収納

推進係 ☎ 972-2591

- 介護保険に係る予算決算、介護保険制度の普及
- 介護保険事業計画
- 名古屋市立老人ホーム

名古屋市役所 健康福祉局 高齢福祉部 介護保険課

【所在地】〒460-8508 愛知県名古屋市中区三の丸三丁目1番1号 本庁舎2階

【FAX番号（各係共通）】972-4147

【申請・相談等の窓口受付時間】9:00～17:00（開庁時間 8:45～17:30）

※申請・相談等で来庁される場合は、必ず事前連絡をお願いします。

指定指導事務の一部を名古屋市介護事業者指定指導センターに委託しています。詳細は前ページをご覧ください。